

災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

Ⅱ．資 料 編

平成22年
内閣府

はじめに

災害に係る住家の被害認定は、市町村において実施することとされているが、近年度々発生している大規模災害においては、多数の被災家屋が発生し、被害認定調査、さらには罹災証明書の交付段階において、各市町村の行政能力を超えた業務量が発生する事態が生じている。

本書は、このような大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、学識経験者のご意見を踏まえ、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に作成されたものである。

大規模災害が発生した際には、住家被害認定業務の実施体制整備の参考として本書をご活用いただくことはもとより、各都道府県、市町村における住家の被害認定及び罹災証明書の担当等におかれては、平時においても、応援協定の締結等事前対策の充実にあたっての参考として、本書を有効に活用されることを望む次第である。

最後に、本書の作成に際し、学識経験者及び被災自治体等より多大なるご協力を頂いたことに心から感謝申し上げます。

平成22年12月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

本書の作成にご協力いただいた学識経験者及び地方自治体

住家被害認定業務の実施体制整備のあり方に関する検討会 名簿

（敬称略、順不同）

座長	重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
委員	杉山 義孝	財団法人日本建築防災協会 専務理事
	田中 聡	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
	田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授
	中埜 良昭	東京大学生産技術研究所 教授
	山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部 准教授
	青木 健司	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 指導係長
	宇羅 良博	石川県輪島市建設部都市整備課 建築係長
	小野寺 勝	神奈川県横浜市消防局危機管理室 危機対処計画課担当 係長
	溝口 裕昭	東京都総務局総合防災部 情報統括担当課長

調査にご協力頂いた自治体

新潟県 柏崎市 小千谷市 石川県 輪島市 兵庫県 佐用町 鹿児島県 さつま町
他

※平成25年災害対策基本法の改正等に伴い一部修正を行っております（平成26年3月）。

災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きの構成

「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」は、次の3冊で構成されている。

- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き I. 本編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き II. 資料編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き III. 自治体事例編

『I. 本編』は、災害時に、住家被害認定業務ならびに罹災証明書の交付について、体制づくりと実施のために検討すると良いと考えられる項目を簡潔に示したものである。災害に係る住家被害認定業務の全体像がわかるよう、2部構成となっている。1部は「総則」として、災害に係る住家の被害認定制度の概要を記載している。2部は、「被害認定の実施について」として、過去の被災自治体の経験に基づき、住家の被害認定実施にあたって、検討すると良いと考えられる項目を記載している。

『II. 資料編』は、『I. 本編』を補完するものである。全体は、本編と同じ2部構成となっており、1部が「総則」、2部が「被害認定の実施について」であることは、本編と同様である。

「総則」は、『I. 本編』の再掲である。2部の「被害認定の実施について」においては、各項目に対して、過去の被災自治体の考え方や、考え方が複数ある場合のメリット・デメリット、具体的な実施事例が掲載されている。

さらに、参考資料として、調査票と記入例、過去の被災自治体等の情報、兵庫県家屋被害認定士制度の紹介、市区町村において事前に準備しておくことが適当な事項、関係法令について掲載している。

『III. 自治体事例編』は、災害時の流れをイメージしやすくするため、過去の災害時の実施状況についてのヒアリング調査結果を、自治体毎に本編・資料編と同じ項目立てで整理したものである。したがって、自治体によって、項目立てはあっても記載のない項目が存在する。

なお、各自治体の実施方法を参考にするための基礎データとして、被災当時の自治体規模や被害規模情報を併せて掲載している。

目 次

総 則	1
1. 災害に係る住家の被害認定とは.....	2
2. 罹災証明書とは.....	4
3. 被害認定調査の概要.....	7
4. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係.....	12
被害認定調査の実施について	14
第1章 被害認定調査の実施体制	19
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	20
① 担当部署の確定.....	20
② 被害情報の収集.....	20
③ 関連情報の収集.....	21
④ 調査方針の設定.....	22
⑤ 調査件数の想定.....	27
⑥ 全体スケジュールの確認・調整.....	27
⑦ 被害認定調査の体制の設定.....	28
2. 人員手配.....	31
① 人員計算.....	31
② 庁内での人員確保.....	33
③ 応援人員の手配.....	33
3. 資機材等の調達.....	35
① 空間の確保.....	35
② 調査機材の調達.....	37
③ 移動手段の確保.....	42
4. 広報.....	43
① 被害認定調査実施に関する広報.....	43
② 支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報.....	43
③ マスコミへの対応.....	44

5.	都道府県の役割	45
①	市町村間調整	45
②	市町村からの相談対応	45
③	人員手配	45
④	資機材調達	46
⑤	被害認定調査のサポート	46

第2章 被害認定調査の実施計画 47

1.	調査全体の管理	48
①	人員管理	48
②	地域割の決定	48
③	調査の進行管理	48
④	調査員間の情報共有方法の決定	49
⑤	一日のスケジュールの設定	50
2.	地域割方針の決定	51
①	調査対象地域の確認	51
②	調査順序の設定	51
③	地域割の見直し	52
3.	班編成方針の決定	53
①	班編成の考え方の決定	53
②	班編成の見直し	55
4.	研修の実施方針の決定	56
①	研修内容の決定	56
②	研修方法の決定	57
5.	コーディネーターの日々の業務	59
①	調査地域のコーディネート	59
②	班編成のコーディネート	59
③	調査員への研修の実施	59
④	調査員への問い合わせ対応	59
⑤	調査結果のチェック	60
⑥	情報共有	60
⑦	翌日の調査準備	60
⑧	調査先への連絡・調整(水害、風害、地震第2次調査)	60

第3章 調査の実施	61
1. 調査員の一日の流れ.....	62
① 調査員の一日の流れ.....	62
② 一日のスケジュール.....	62
2. 伝達ミーティング.....	63
① 伝達ミーティングの実施.....	63
3. 現地調査.....	64
① 調査対象の確認.....	64
② 写真撮影.....	67
③ 調査結果の記入.....	67
④ 調査済証の貼付.....	67
⑤ 住民対応.....	68
⑥ 調査結果のチェック・報告.....	71
4. 情報共有ミーティング.....	72
① 情報共有ミーティングの実施.....	72
5. 調査結果の整理.....	73
① 写真データの管理.....	73
② 調査票の整理とデータ入力.....	73
6. 翌日への準備.....	74
① 翌日の調査準備.....	74

第4章 罹災証明書の交付について	75
1. 交付体制の整備.....	76
① 交付部署の決定.....	76
② 交付のための人員確保.....	76
③ 交付手順の決定.....	78
④ 罹災証明書等の様式.....	82
2. 罹災証明書交付台帳の作成.....	83
① 罹災証明書交付台帳の作成のためのデータ取得.....	83
② 罹災証明書交付台帳の作成.....	83
3. 罹災証明書交付の広報.....	84
① 罹災証明書交付のための手続きの広報.....	84
② 支援措置の広報.....	84
4. 罹災証明書の交付.....	85
① 罹災証明書交付会場と必要資機材の確保.....	85
② 罹災証明書交付会場の設営.....	86
③ 罹災証明書交付業務の流れ.....	87
④ 再調査依頼の受付.....	89
5. その他の被災者支援への活用.....	90
① 被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理.....	90
② 被災者台帳作成の有無の検討.....	91
③ 被災者台帳の作成のためのデータの決定と取得.....	91
④ 被災者台帳の作成.....	92

総 則

ここでは、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準」や被災者生活再建支援法についての概要を説明します。

1. 災害に係る住家の被害認定とは

1) 災害に係る住家の被害認定の役割

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、市町村が実施します。この場合の住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問いません。

この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、また被災者に対する罹災証明書の交付が行われることとなります。

この被害認定をもとに交付される罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの判断材料となるなど各種支援策と密接に関連しており、罹災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなるため、被災者の関心が高いものとなっています。

（被災支援の具体的内容については『2)「罹災証明書に基づく様々な被災者支援策」(p5)』を参照。）

<被災者に対する支援制度の概要>

・内閣府ホームページ「被災者に対する支援制度の概要」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>

2) 住家の被害区分と認定基準

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分があります。それぞれの区分の基準は、「災害の被害認定基準」等に定められています。

「全壊」、「半壊」については、「災害の被害認定基準」において定められています。その基準は、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」により各省庁間の基準の統一が図られ、その後、平成13年に「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」により改正されています。

「大規模半壊」については、平成16年の被災者生活再建支援法の改正により大規模半壊世帯が支援対象に追加され、現在は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」において定義づけられています。

これらの定義について、次頁の表に示します。

<住家の被害認定基準>

■被害認定基準

被害認定基準は下表のように、区分されています。それぞれの基準を具体化する数値基準には、損壊基準判定と損害基準判定の2つの方法がありますが、「被害認定」の運用指針は住家の主要な構成要素の損害割合に着目した「損害基準判定」に基づいて作成されています。

		認定基準	数値基準
			損害基準判定
全壊		住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。	50%以上
半壊	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	40%以上 50%未満
	その他	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	20%以上 40%未満

損害基準判定:住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

被害認定の基準及びイメージ写真は下記ホームページに掲載されています。

- ・災害に係る住家の被害認定基準について
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/030110.pdf>)
- ・被災者生活再建支援法について
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>)
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月改定）
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/shishinall.pdf>)
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/jirei-1t.pdf>)

また、災害に係る住家の被害認定に関連する資料は下記ホームページに掲載されています。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

2. 罹災証明書とは

1) 罹災証明書とは

本書でいう「罹災証明書」とは、被災者が被災者生活再建支援法の適用を受けるために必要となる書面を指すこととします。火災時の罹災証明や、災害により死亡又は障害を被った証明とは異なりますので注意が必要です。

本書における「罹災証明書」は、被災者生活再建支援法が適用となる自然災害により、住家に対する被害の有無や程度を確認するために利用されます。

<『被災者生活再建支援法』に基づく支援制度（被災者生活再建支援金）>

被災者生活再建支援制度は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、生活を再建するための支援金の給付を行う制度である。制度の概要は以下のとおり。

(1) 制度の対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
(第1条第1項：人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した市町村
第1条第2項：人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれ、かつ人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した市町村)
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 制度の対象となる被災世帯

制度の対象となる自然災害により

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給額

支援金の支給額は、以下のA及びBの合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各金額の3/4の額が支給される)

A：住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

上記①～③の世帯：100万円、上記④の世帯：50万円

B：住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入：200万円、補修：100万円、（公営住宅以外の）賃借：50万円

(※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる）

(申請期間) A：災害発生日から13月以内 B：災害発生日から37月以内

(必要書類) A：罹災証明書、住民票 等 B：住宅の購入・賃借等の契約書 等

2) 罹災証明書に基づく様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法以外にも、都道府県や市町村独自の支援を含め、様々な被災者支援策が、「罹災証明書」に基づいて行われています。各々が異なる申請期限、必要項目等を有するものであるほか、被災者生活再建支援法に定める「住家」以外のものに対しても罹災証明書交付依頼があることも多いため、被災自治体は、適用される各支援策に対応した罹災証明書を円滑に交付できるよう、調査方針や交付計画を立てることが重要になります（参考『「第1章1. 調査計画の策定と体制の設立」(p20)』）。

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援法、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理、仮設入居 等

(※ 傍線部分は法令に基づく支援策であり、通常罹災証明書の添付等を要する)

<住宅に関する被災者生活再建支援法以外の法令に基づく被災者支援策の概要>

■災害救助法に基づく支援制度（住宅の応急修理・応急仮設住宅の設置 等）

（1）災害救助法の適用基準

①災害により住家等への被害が生じた場合

- －市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合（例 人口5,000人未満の市町村の場合、住家全壊30世帯以上（半壊は2世帯、床上浸水は3世帯をもって全壊1世帯とみなす。以下同様））
- －人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれ、かつ当該市町村の人口に応じて一定以上の世帯の住家の滅失がある場合（例 人口5,000人未満の市町村の場合、住家全壊15世帯以上）
- －人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれているか、または災害が隔絶した地域に発生するなど災害にかかったものの救護を著しく困難と厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

②災害により生命・身体への危害が生じた場合

- 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ一定の要件に該当する場合

（2）救助の種類

①応急仮設住宅の設置

- ・住家が全壊等し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものが対象。
- ・災害発生の日から原則20日以内（※）に着工しなければならない。

②住宅の応急修理

- ・住家が半壊等し、自らの資力では応急修理をすることができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者が対象。
- ・居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うもの。支出可能な費用は、1世帯当たり52万円以内。
- ・災害の発生の日から原則1月以内（※）に完了しなければならない。

※ 都道府県知事は、厚生労働大臣の同意を得て、期間を延長することができる

③その他の救助

- その他にも、①避難所の設置②食品、飲料水の給与③被服、寝具等の給与④医療、助産⑤被災者の救出⑥住居の障害物の除去、等が救助（現物給付）の対象。

■災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援制度（災害援護資金）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市町村は条例に基づき、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うことができる。

- （1）対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- （2）貸付対象者：（1）の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- （3）貸付限度額：350万円以内（被害状況（負傷の程度、全壊、半壊等）により異なる）
- （4）所得制限：世帯に属する者の所得の合計額が、世帯人員数等に応じて設定した額（2人世帯：430万円、その世帯の住居が滅失した世帯：世帯人数によらず1,270万円等）に満たない世帯が対象。
- （5）貸付条件：利 率：年3%（据置期間中は無利子）
償還方法：年賦又は半年賦
据置期間：3年（特別の場合5年）
償還期間：10年（据置期間を含む）

3. 被害認定調査の概要

1) 災害と調査の種類

調査方法は、地震と水害・風害で異なります。

<災害の種類と想定している住家被害>

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

2) 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととします。なお、場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできます。

a) 地震

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施します（ただし、調査棟数が少ない場合等は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられます。）。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施し、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いが必要となり、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

b) 水害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられます。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視により把握します。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、または、第1次調査の対象に該当しない場合に実施し、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とし、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

c) 風害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とし、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位※による判定

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4、P2-5及びP2-40

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
 - (2) 浸水深による判定
- 【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波等外力による損傷がある場合

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 浸水深による判定
- (4) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-38

<調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 外装による判定
- (4) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

補遺

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定
- (4) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

出典) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府(防災担当) 平成25年6月)

3) 判定方法

住家の被害認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としています。

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、建築の専門的知識を要するものであることから、内閣府の定めた運用指針においては、一般的な住家を想定し、各部位にかかる再建築費等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定するとしています。

<損害割合の計算方法について>

■住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

■部位別割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \boxed{\text{部位別損害割合}} &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷率}} \\ &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷程度}} \times \boxed{\text{損傷部分の割合}} \end{aligned}$$

■部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害	
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根
	壁(外壁)	75%	柱(又は耐力壁)	15%
	基礎	10%	床(階段を含む)	10%
			外壁	10%
			内壁	15%
			天井	5%
			建具	10%
			基礎	10%
			設備	10%
非木造	<柱の損傷により判定>		柱(又は耐力壁)	50%
	柱	60%	床・梁	10%
	雑壁・仕上等 設備等(外部階段を含む)	25% 15%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
	<外壁の損傷により判定>		内部仕上・天井	10%
外壁	85%	建具	5%	
設備等(外部階段を含む)	15%	設備等(外部階段を含む)	15%	

■ 部位の損傷程度

部位毎にⅠ～Ⅴまでの損傷程度が定められています。
 < 損傷程度の例 地震:木造・プレハブ 屋根 >

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅰ	・ 棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。 （棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。）	10%
Ⅱ	・ 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・ 一部のスレート（金属製を除く。）にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・ 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・ 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・ 屋根に若干の不陸が見られる。 ・ 小屋組の一部に破損が見られる。 ・ 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・ スレート（金属製を除く。）のひび割れ、ずれが著しい。 ・ 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・ 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
Ⅴ	・ 屋根に著しい不陸が見られる。 ・ 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・ 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

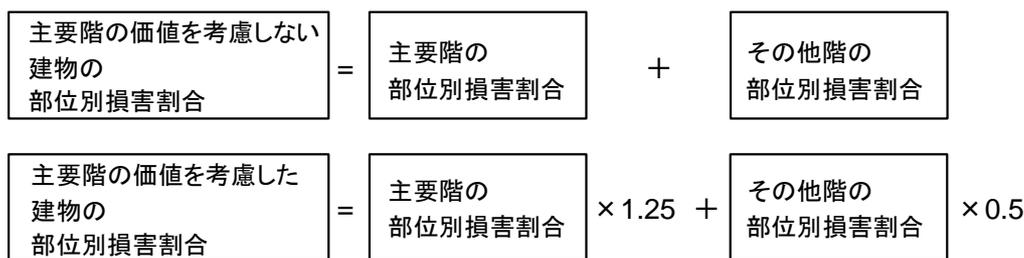
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」では、写真を使って損傷の例示がされています。内閣府ホームページ参照

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/jirei-lt.pdf>

■ 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

平成21年改定により、地震第2次調査、水害、風害において、2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定が定められました。

これにより、2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあつては、各部位（基礎を除く。）について、下図により算定した部位別の損害割合に代えることができるようになりました。



※主要階：1階もしくは1階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階

※部位別構成比を超えることはできない

※各階の損害割合に乗じる係数は指針にて定められていますが、留意事項として「各階の損害割合に乗じる係数（1.25及び0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数である。住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乗じる係数を設定することも必要なことと考えられる。」とあります。

4. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

1) 大地震の際に行われる3つの建物被害調査

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物調査が実施されることがあります。

これらの調査は、それぞれ被害認定とは異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定の実施にあたっては、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査をすすめていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら3つの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。平成21年の「運用指針」改定により、応急危険度判定の判定結果について、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にすることができる場合があるとされています。具体的には、応急危険度判定において、「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行える場合があります。

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・応急危険度判定協議会※が支援）	建物所有者
判定調査員	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

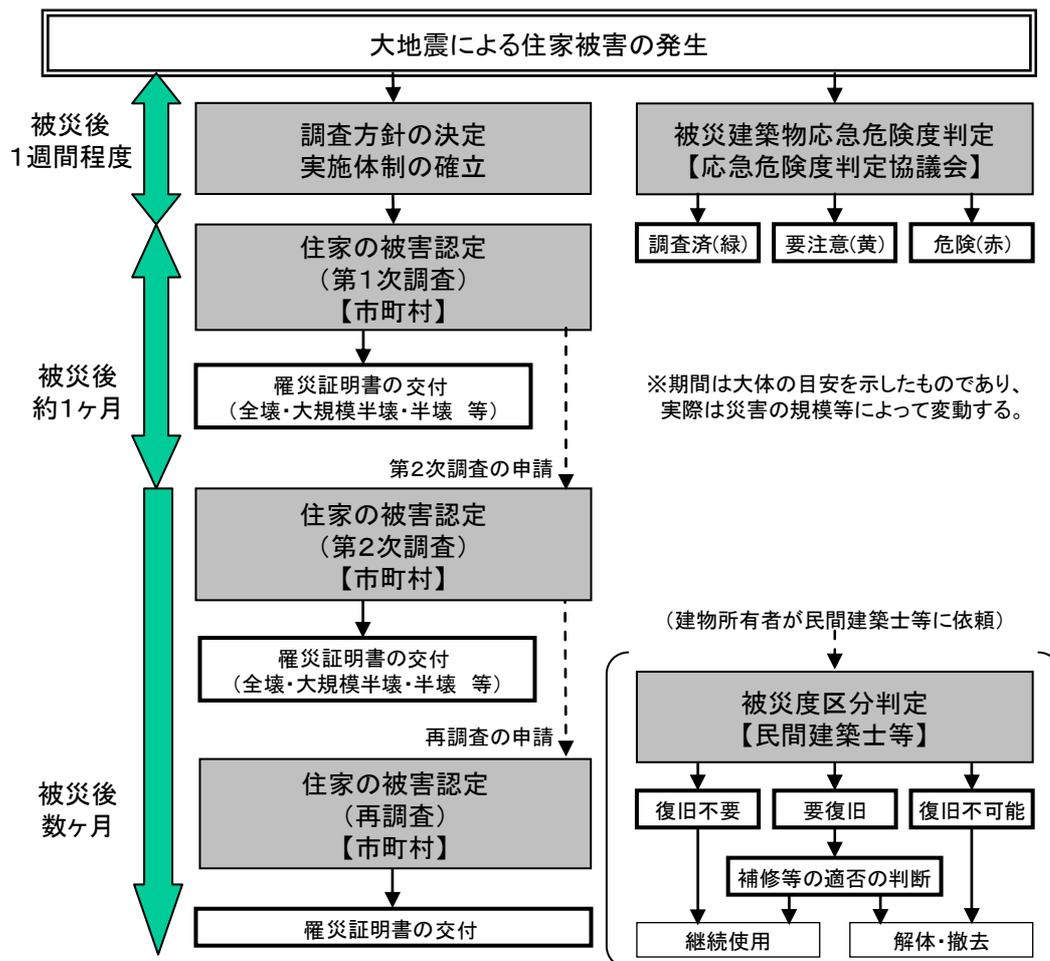
※応急危険度判定協議会（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

大地震の際に行われる3つの建物被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のように異なります。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
- ・罹災証明書の交付を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査が実施されていくこととなります。
- ・被災世帯が再調査を申請した際に行われる住家の被害認定（3次判定）、並びに建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる被災度区分判定については、各々住家の被害認定（2次判定）及び応急危険度判定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとされています。

＜大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ＞



被害認定調査の実施について

第1章～第4章では、特に大規模災害が発生した際の被害認定調査の実施体制について、過去の被災自治体の経験に基づき、検討すると良いと考えられる項目を整理したものです。

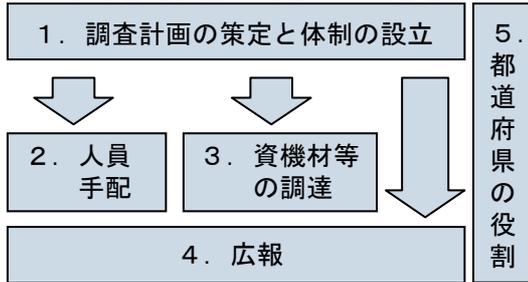
従って、内閣府として必ずこれらの項目を検討しなければならないと定めるものではありません。災害の規模や自治体の状況に応じて、的確で円滑な被災者支援が実施できるよう各自治体での工夫が期待されます。

第1章～第4章の構成

●第1章から第4章の構成を以下に示します。

章の後ろの→は、次頁の災害時の体制イメージの場合の各章の想定読者を示しています。

第1章 被害認定調査の実施体制→統括者、コーディネーター



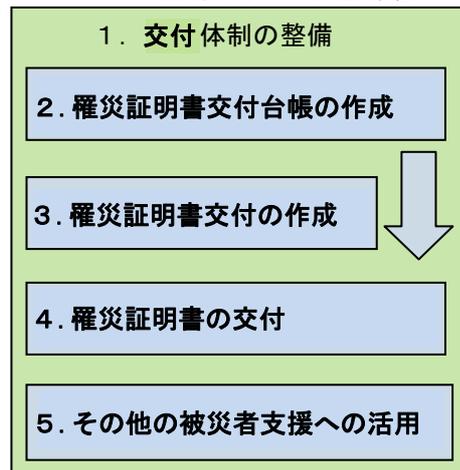
第2章 被害認定調査の実実施計画→統括者、コーディネーター



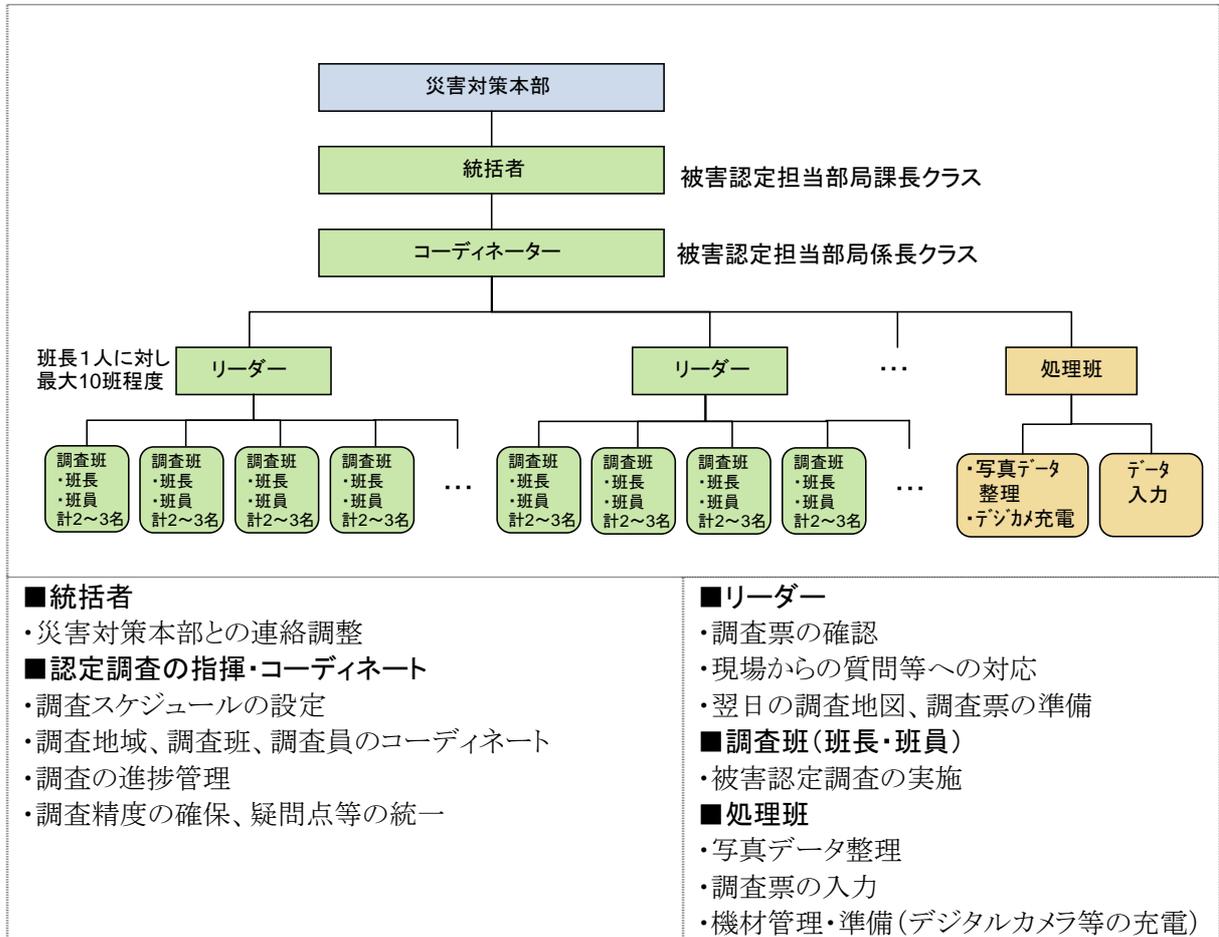
第3章 調査の実施→コーディネーター、班長、調査員



第4章 罹災証明書の交付について →統括者、コーディネーター 罹災証明交付担当部署

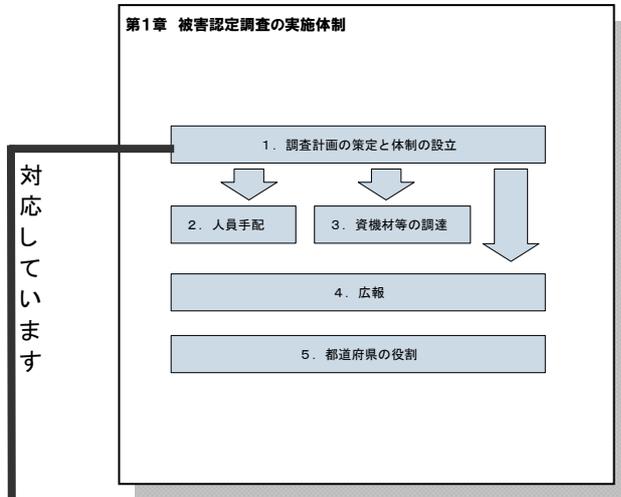


●災害時の体制イメージ



第1章～第4章の使い方

- 各章の表紙の下には、その章で実施する項目のフローがあります。



対応しています

- 各章の表紙の下には、その章で実施する項目のフローがあります。

1. 調査計画の策定と体制の設立

被害の情報を集め、その情報をもとに、調査対象、調査地域など調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画をたてます。

都道府県を通じて、周辺の被災市区町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

(この項目で検討する事項)

- ①担当部署の確定
- ②被害情報の収集
- ③関連情報の収集
- ④調査方針の設定
- ⑤調査件数の想定
- ⑥全体スケジュールの確認・調整
- ⑦被害認定調査の体制の設定

①担当部署の確定

- 地域防災計画の記載事項等を参考に、担当部署、担当業務範囲（統括責任者、コーディネーター）を確定します。（詳細は『⑦被害認定調査の体制の設定』（p28）参照）
- ◇被害認定は、各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であることを災害対策本部にも認識してもらい、必要なサポートを受けることも重要です。
- 例：庁内他部局、消防部局との連携、他地方公共団体への応援要請、被災者からの相談（被害認定関連以外を含む）への対応方針等の全てを、担当部署だけで進めることはできません。

②被害情報の収集

- 調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
- 情報の収集にあたっては、市区町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、実際に現場に向いて被害状況を確認します。また、応急危険度判定で「危険」と判定された建物を地図におとしたり、現地調査や、空中写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

その項目で実施する概要が記載されています。

その項目で実施する細項目が列挙されています。

- は検討する項目です。

◇は検討にあたっての考え方が記載されています。

対応しています

a) 調査対象

調査対象を決めます。

■住家のみ／非住家も含む

- ・住家のみ：住家のみを調査対象とします。
- ・非住家も含む：住家の被害認定調査と併せて非住家も対象として被害程度を調査します。
- ◇ 過去の被災自治体の例では、住家以外のもの(店舗、事務所、倉庫、駐車場等)についても、住民から罹災証明書を交付して欲しいという依頼があり、対応しているケースがあります。内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の対象は住家のみですが、住家以外のものについても罹災証明書を交付する場合、災害の規模や調査方針によっては、自治体業務全体を考えると、住家の被害認定調査と同時に住家以外のものも調査を行った方が効率的なケースがあります。
- ◇ 住家以外の駐車場等については、火災等による罹災証明書を用いて、罹災した事実を証明している自治体もあります。

	メリット	デメリット
住家のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書交付が住家のみであるならば、調査対象は住家のみで良い。 ・住家に関する被害認定を迅速に実施することができ、被災者の仮設住宅への入居を速やかに進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非住家についても調査をした上で罹災証明書の交付が必要となる場合、後から非住家を調査することは非効率的であることが多い。
非住家含む	<ul style="list-style-type: none"> ・「非住家」に対する罹災証明書交付について、調査が必要であれば、効率的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非住家について、被害認定調査に関する担当で調査に基づく罹災証明書を交付しない場合や、非住家への罹災証明書交付要望が少ない場合は住家と同時に調査する必要性は低い。

■・・・／・・・は、複数のやり方が想定される場合です。

・でそれぞれのやり方の概要が記載されています
また、必要に応じて、メリット・デメリットが表になっています。

<調査票修正の条件>

ア. 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。

イ. 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲(建物のうち居住の用に供されていると推定される部分)
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無(水害の場合のみ)
- ⑦屋根等の損傷の有無(風害の場合のみ)
- ⑧各部位の損傷(i～ivのいずれか)
 - i. 各部位の損傷状況(図面、写真等で記録)
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

*参考：兵庫県

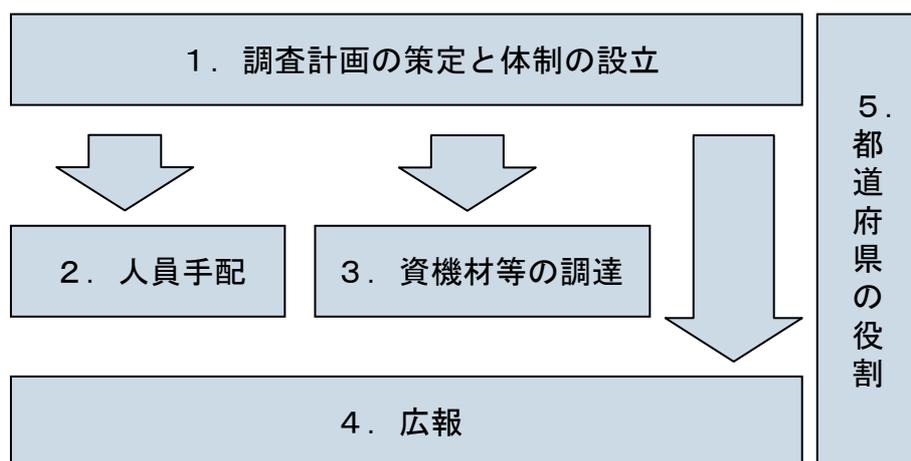
- ・調査方法については、平成21年台風第9号災害で被災した市町では被災経験やノウハウがなかったため、兵庫県に応援要請があった。そのため兵庫県職員がコーディネーターの役割を担い調査方法は統一された。
- ・調査対象は、被災地域の地域特性等を考慮し、被災市町で最終的に判断し調査対象を決定したが、最初に認定調査を始めた佐用町は住家のみ、追って調査を開始した宍粟市は非住家を含めて調査を開始するといった差がみられた。

□ は、参考情報です。

□ は、過去の被災自治体の事例です。

事例は、別冊「被災自治体編」に自治体毎に整理されています。

第1章 被害認定調査の実施体制



1. 調査計画の策定と体制の設立

被害の情報を集め、その情報をもとに、調査対象、調査地域など調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画をたてます。

都道府県を通じて、周辺の被災市区町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

(この項目で検討する事項)

- ①担当部署の確定
- ②被害情報の収集
- ③関連情報の収集
- ④調査方針の設定
- ⑤調査件数の想定
- ⑥全体スケジュールの確認・調整
- ⑦被害認定調査の体制の設定

①担当部署の確定

- 地域防災計画の記載事項等を参考に、担当部署、担当業務範囲（統括責任者、コーディネーター）を確定します。（詳細は『⑦被害認定調査の体制の設定』（p28）参照）

◇ 被害認定は、各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であることを災害対策本部にも認識してもらい、必要なサポートを受けることも重要です。

例：庁内他部局、消防部局との連携、他地方公共団体への応援要請、被災者からの相談（被害認定関連以外を含む）への対応方針等の全てを、担当部署だけで進めることはできません。

②被害情報の収集

- 調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
- 情報の収集にあたっては、市区町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、実際に現場に出向いて被害状況を確認します。また、応急危険度判定で「危険」と判定された建物を地図におとしたり、現地調査や、空中写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

* 参考：石川県輪島市

- ・市民や消防署からの情報に加えて市の職員が現地視察を行うことからはじめた。また、発災日の午後からは応急危険度判定の判定員による下見が開始された。
- ・応急危険度判定は発災の翌日から開始されており、調査結果は夕方調査員が庁舎に戻った後に、ゼンリンの住宅地図に色分けして整理し、外観目視調査を実施する上での被害情報の把握に活用した。ただし、使用する住宅地図の年度や着色ルール、被害区分などが調査ごとに統一されていなかったため、地図情報において混乱するという自体も発生した。

* 参考：被害情報の収集事例（兵庫県佐用町）

- ・被害集中地域については、自治会長からの連絡をもとに被害状況を把握した。

③関連情報の収集

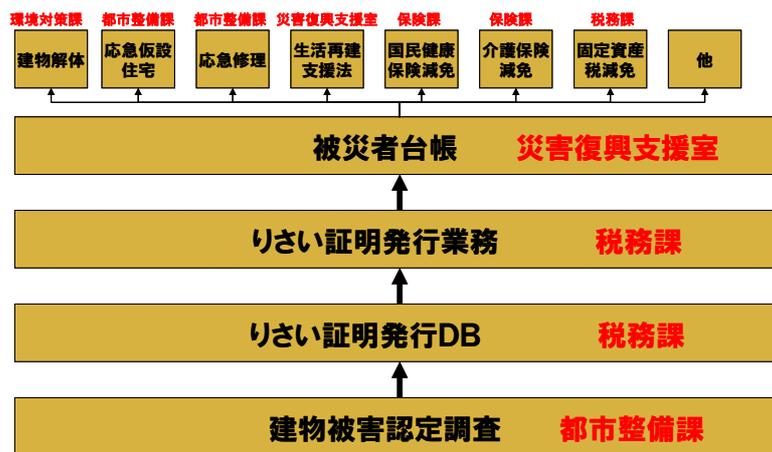
●周辺の被災自治体の調査の方針と調査スケジュール、講じられる各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報を収集します。

- ◇ 被災者支援策について、災害発生後に決まる支援策もあります。被災者への広報事項が刻々と変わると被災者も混乱しますので、できれば初期の段階で支援策を整理することが望ましいと考えられます。

<収集する情報>

- ・周辺の被災自治体の調査方針、調査スケジュール
- ・今回の災害で実施する被災者支援措置、支援措置の区分、支援スケジュール
- ・被災者からの要望

被災者生活再建支援体制



りさい証明の発行はゴールではない。つぎの生活再建の出発点である。

出典) 石川県輪島市資料

* 参考：石川県輪島市

- ・災害翌日からとにかく被害認定調査を開始したが、具体的な罹災証明書の交付時期や罹災証明書により受けられる支援について、職員も理解していない状況であったため、住民からの問い合わせに答えられない状況だった。
- ・応急危険度判定で「危険」と判定された建物について、住民が「全壊」と勘違いして、建物の除却申請を行ってしまったケースがあった。職員も応急危険度判定との違いや、被害認定調査、罹災証明書交付のことについて十分な知識がなかった。

④調査方針の設定

●調査方針として、a)調査対象、b)調査対象地域、c)調査区分、d)調査結果の伝達方法、e)調査手法（地震の場合のみ）を決定します。

●調査方針は、周辺の被災自治体ともよく調整します。

◇ 同一災害で被災した地域において、市町村により調査方針が異なっていると、住民からの問い合わせ等、迅速で円滑な被害認定調査の実施に支障をきたし、ひいては住民の災害復興支援にも影響を及ぼしかねません。

*参考：兵庫県

- ・佐用町、宍粟市、朝来市、いずれの市においても被害認定調査のノウハウを持った職員が少なく、兵庫県職員が管理のサポートを行うとともに、各市町に対し調査方法の説明を行った。その結果として、調査方法を統一することができた。
- ・調査対象は、被災地域の地域特性等を考慮し、被災市町で最終的に判断し調査対象を決定したが、最初に認定調査を始めた佐用町は住家のみ、追って調査を開始した宍粟市は非住家を含めて調査を開始するといった差がみられた。

*参考：新潟県小千谷市等

- ・周辺自治体と特に調査方法を調整しなかったため、被災者同士の口コミで、あちらの自治体は判定が甘いといったウワサが広まり、判定結果に対する不服の要因となった。被害棟数が少ない自治体において全て内部立入調査を実施した市町村もあり、調査方法が異なるということをマスコミが報道したことも、自治体によって判定が異なるのではないかと住民が考えることにつながってしまった。

a) 調査対象

調査対象を決めます。

■住家のみ／非住家も含む

- ・ 住家のみ：住家のみを調査対象とします。
- ・ 非住家も含む：住家の被害認定調査と併せて非住家も対象として被害程度を調査します。
- ◇ 過去の被災自治体の例では、住家以外のもの(店舗、事務所、倉庫、駐車場等)についても、住民から罹災証明書を交付して欲しいという依頼があり、対応しているケースがあります。災害対策基本法により罹災証明書の交付が義務づけられているのは住家のみですが、住家以外のものについても罹災証明書を交付する場合、災害の規模や調査方針によっては、自治体業務全体を考えると、住家の被害認定調査と同時に住家以外のものも調査を行った方が効率的なケースがあります。
- ◇ 住家以外の駐車場等については、火災等による罹災証明書を用いて、罹災した事実を証明している自治体もあります。

	メリット	デメリット
住家のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書交付が住家のみであるならば、調査対象は住家のみで良い。 ・ 住家に関する被害認定を迅速に実施することができ、被災者の仮設住宅への入居を速やかに進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非住家についても調査をした上で罹災証明書の交付が必要となる場合、後から非住家を調査することは非効率的であることが多い。
非住家含む	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「非住家」に対する罹災証明書交付について、調査が必要であれば、効率的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非住家について、被害認定調査に関する担当で調査に基づく罹災証明書を交付しない場合や、非住家への罹災証明書交付要望が少ない場合は住家と同時に調査する必要性は低い。

* 参考：住家のみを対象とした事例（兵庫県佐用町）

- ・ 地域特性を考慮して住家のみを調査対象とした。

* 参考：非住家も対象とした事例（石川県輪島市）

- ・ 当初は住家のみを調査対象としていたが、蔵、工場、駐車場など非住家に対する罹災証明書交付要望が多く、基礎自治体としては、それらの要望に対応せざるをえない。結果として、住家と同時に非住家も調査した方が効率的であった。

* 参考：非住家も対象とした事例（新潟県小千谷市）

- ・ 市の基本方針として、住家・非住家を問わず、市内の全建物を悉皆調査し、調査結果に基づき罹災証明を交付することとした。

b) 調査対象地域

■当該市区町村全域(全棟調査)／一部地域は全棟+申請建物／申請建物のみ

- ・ 当該市区町村全域（全棟調査）：市区町村の全棟を調査対象とします。
- ・ 一部地域は全棟+申請建物：「②被害情報の収集（p20）」で集めた情報を活用し、一定水準程度以上（大規模半壊等）の被害が多くでていることが推測される地域の範囲を定め、その範囲内は全棟調査、その他の地域は申請があった建物について調査します。
- ・ 申請建物のみ：申請があった建物のみを調査します。

	メリット	デメリット
当該市区町村全域（全棟調査）	大規模地震などの際、効率的な場合がある。	調査棟数が多くなる。
一部地域は全棟+申請建物	被害のでている住家の範囲が集中していたり、ほとんど被害のない地域がある場合には効率的な場合がある。	申請建物の調査は地理的に離散する可能性があり、非効率となる可能性もある。
申請建物のみ	被害棟数があまり多くない場合は効率的な場合がある。	地理的に近接している順番には調査できない可能性があり、非効率となる可能性がある。

c) 調査区分

調査区分を決めます。

■被害認定基準における被害区分／その他

- ・ 被害認定基準における被害区分：全壊、大規模半壊、半壊
- ・ その他：一部損壊、床上浸水、損害割合 等
 - ◇ その他の過去の被災自治体の例では、義援金の配分や自治体の独自制度において、「一部損壊」や「床上浸水」などという区分を設けている場合や、税の減免のための被害区分等が存在している場合があり、被害認定調査時に、これらの区分についても調査することが効率的なケースがみられます。
 - ◇ 迅速で円滑な被災者支援を実施するため、条例を制定し、税の減免区分と住家の被害認定における判定結果を合致させた例もあります。

*** 参考：税の減免措置と住家の被害認定による判定結果を条例で合致させた事例（新潟県 柏崎市）**

・「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例」平成19年7月27日、条例第33号
 （災害減免の特例）

第1条 「平成19年新潟県中越沖地震」（以下「災害」という。）による被害者に対し平成19年度に課する当該年度分の市民税等の減免については、新潟県柏崎市税条例（昭和35年条例第10号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。とし、住民税は居住している住宅の被害判定と所得金額に応じた減免措置、固定資産税は資産の被害判定に応じた減免措置が受けられるものとした。

資料）新潟県柏崎市HP：http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/html/dlw_reiki/41990101003300000000/41990101003300000000/41990101003300000000_j.html

*** 参考：住家の被害認定と併せて減免措置の判定を実施した事例（石川県輪島市）**

・輪島市の固定資産税の減免措置は、4/10、6/10、8/10、それ以上という区分であった。これに対応して、住家の被害認定による点数を活用した。

d) 調査結果の伝達方法

調査結果を、被災者に対して、いつ伝えるかを決めます。

■ 調査時に伝達／罹災証明書交付申請時に伝達

- ・ 調査時に伝達：調査が終了した時点で判定結果を被災者に伝えます。
- ・ 罹災証明書交付申請時に伝達：調査時は被災者には判定結果は伝えず、罹災証明書交付を申請する時点で伝えます。

◇ 地震第1次調査のように、多くの棟数を短期間に処理する場合、不慣れな調査員も発生せざるをえず、一旦、持ち帰り調査水準を統一することも大切であり、申請時に説明することが良いと考えられます。地震第2次や水害、風害は状況を勘案する必要がありと考えられます。

	メリット	デメリット
調査時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者と調査員が現場にいるため、納得がいかない場合は被害状況を再度確認しながら説明する等が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者に説明する必要があるため、時間がかかる。判定に納得できない居住者が多い場合や調査員が内心判断に迷っている場合などは、調査員の精神的負担が大きい。
申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を一旦、役場に持ち帰っているため、調査の判断に不確定な点があっても相談してから判定が可能である。 ・ 計算ミス等のチェックが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場を証明するものは写真データのみの状態となっている。

e) 調査手法（地震の場合のみ）

調査手法として、以下の2点を決めます。

■ 第1次調査から実施／第2次調査から実施

- ・ 第1次調査から実施：まず第1次調査を行い、申請があった場合に第2次調査を実施します。
 - ・ 第2次調査から実施：第1次調査は実施せず、最初から第2次調査を実施します。
- ◇ 調査棟数が少なく、余震も少なく、住家内部に立ち入ることが可能であると判断できる場合には第1次調査を実施せず、最初から第2次調査を実施することもできます。

■ 第1次調査票の種類(A版／B版／その他)

- ・ A版：運用指針に最も準拠している第1次調査票。損傷程度別の面積から損害割合を算出します。
- ・ B版：A版よりも簡略化されている第1次調査票。損害割合イメージ図を用いて損害割合を算出します。
- ・ 独自調査票：下表の条件を満たせば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

<調査票修正の条件>

- ア. 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- イ. 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。
 - ①所在地
 - ②住家の被害の程度
 - ③判定した住家の範囲(建物のうち居住の用に供されていると推定される部分)
 - ④外観による判定結果
 - ⑤住家の傾斜
 - ⑥床上浸水の有無(水害の場合のみ)
 - ⑦屋根等の損傷の有無(風害の場合のみ)
 - ⑧各部位の損傷(i～ivのいずれか)
 - i. 各部位の損傷状況(図面、写真等で記録)
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
 - ⑨住家の損害割合

- ◇ 調査票A版やB版を用いる場合でも、各自治体で使いやすいよう調査票番号にQRコードを入れたり、調査区分を増やしている場合には、その判定の欄を設ける等の工夫をすることも良いでしょう。

⑤調査件数の想定

- ④で設定した調査対象、調査手法に基づき、調査件数を想定します。

⑥全体スケジュールの確認・調整

- 罹災証明書交付開始日を設定します。
- 各種の被災者支援施策のスケジュールを勘案し、罹災証明書交付日を設定します。罹災証明書交付開始日と各種被災者支援施策のスケジュールについて、全庁で共有し、齟齬がないようにします。
- 周辺の被災自治体とスケジュールを調整します。
 - ◇ 被災状況と活用可能な人的・物的資源から勘案し、罹災証明書交付までの期間が長引くことが予想される場合は、緊急を要する被災者支援策の実施手法について検討する必要があります。
 - ◇ 被害認定調査の調査期間について、過去の大規模災害では、応急修理が1月以内であること、仮設住宅の着工が20日以内であることなどから、1ヶ月以内が目処(地震第1次調査等、1回目の調査)とされています。
 - ◇ 罹災証明書交付開始時期は、全調査終了後開始する場合や調査終了地区から順次交付する場合などがあります(詳細『第4章 1. ③e)交付時期』(p81)参照)。罹災証明書交付終了時期は、罹災証明書に基づいた被災者支援策の終了時期などが目安となります。

* 参考：罹災証明書に基づいた被災者支援

(担当部局はH16年度時点の名称)

メニュー	担当部局	実施時期	必要な区分(住家被害)
住宅応急修理制度	都市開発課	1月以内 実際は翌年3月まで延長 (6ヶ月)	全壊、大規模半壊、半壊
住宅応急仮設住宅	都市開発課	着工が20日以内	全壊、大規模半壊、半壊
災害援護資金の貸付	総務課	償還期間10年	全壊、半壊
被災者生活再建支援制度	都市開発課	37ヶ月間	全壊、大規模半壊、半壊
義援金	健康福祉課 高齢福祉課	4ヶ月後等、4回 (H17.2/16等4回)	全壊、大規模半壊、半壊、 一部損壊
地方税等の減免	税務課	—	全壊、大規模半壊、半壊
国民健康保険一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
老人医療一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
廃棄物の処理	市民生活課	3年5ヶ月後まで (H20.3.31)	全壊、大規模半壊、半壊
災害公営住宅	建設課		全壊、大規模半壊世帯等
小千谷市地震災害特別資金貸付制度	商工観光課	5ヶ月後まで (H20.3.31)	中越地震により事業所に被害あり
確認申請手数料の減免	建設課		中越地震に関するもの

資料) 新潟県小千谷市提供資料

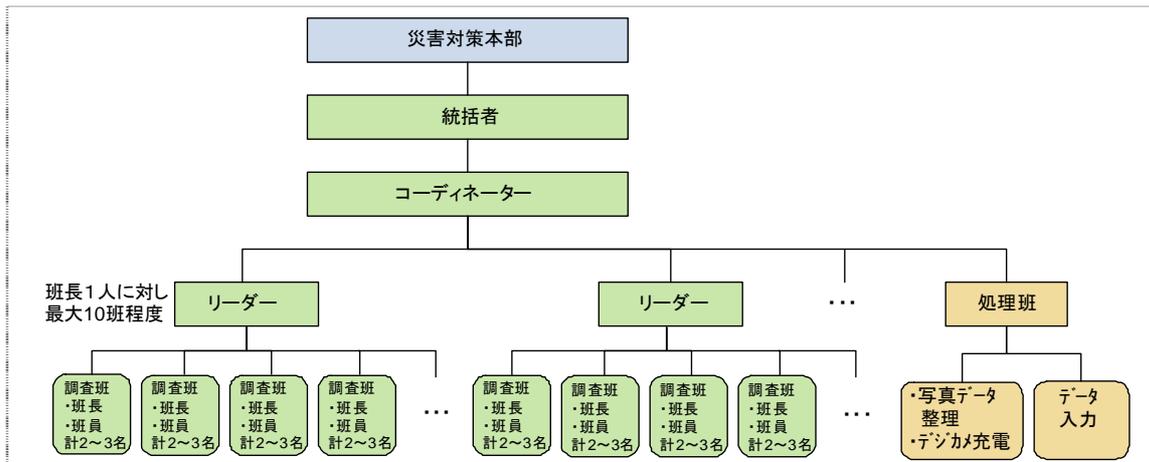
⑦被害認定調査の体制の設定

- 被害認定調査の体制を確立します。
- 主な業務としては、全体の統括、認定調査の指揮・コーディネート、現地調査、調査後の処理があります。災害規模や災害対策本部・被害認定調査担当課の体制・人数に応じて体制を設定します。また、相談窓口の設置、相談窓口の担当部署等について、検討します。
 - ◇ 住民からの相談内容は、災害復旧・復興全般に渡ります。担当部署を検討するほか、被害認定調査・罹災証明書に関する回答内容などについての回答を検討する必要があります。
- ここまでで策定した調査計画に沿って人員手配、資機材等の準備を行います。（詳細は『2. 人員手配』（p31）、『3. 資機材等の調達』（p35）を参照）

<被害認定調査開始後の主な業務>

- 全体統括（課長クラス）
 - ・災害対策本部との連絡調整
- 認定調査の指揮・コーディネート（係長クラス）
 - ・調査スケジュールの設定
 - ・調査地域、調査班、調査員のコーディネート
 - ・調査の進捗管理
 - ・調査精度の確保（調査票の確認、疑問点等の統一等）
- 現地調査
 - ・被害認定調査の実施
- 調査前後の処理
 - ・写真データ整理
 - ・調査票の入力
 - ・機材管理・準備（デジタルカメラ等の充電、調査票印刷、調査範囲・調査対象を記載した地図等）
- 相談対応
 - ・被害認定調査の調査時期、罹災証明書交付時期、罹災証明書によって受けられる支援内容 等

* 参考：体制と業務分担例 災害規模の大きい場合（投入人数が多い場合）



■ 統括者

- ・ 災害対策本部との連絡調整
- 認定調査の指揮・コーディネート
- ・ 調査スケジュールの設定
- ・ 調査地域、調査班、調査員のコーディネート
- ・ 調査の進捗管理
- ・ 調査精度の確保、疑問点等の統一

■ リーダー

- ・ 調査票の確認
- ・ 現場からの質問等への対応
- ・ 翌日の調査地区、調査票の準備

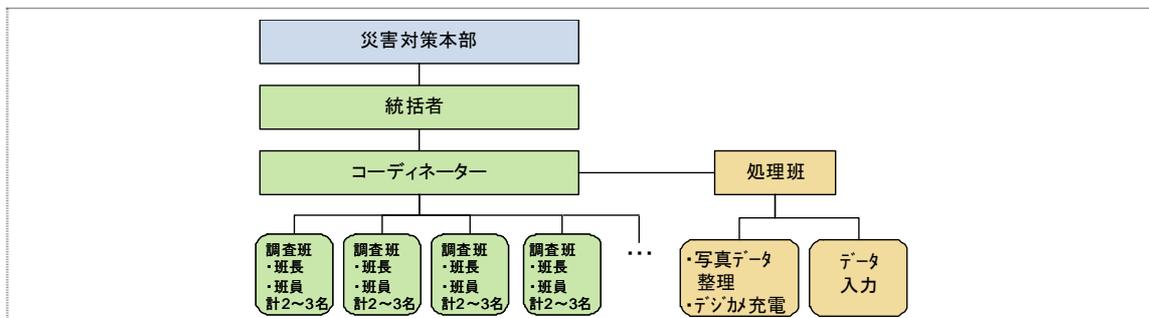
■ 調査班（班長・班員）

- ・ 被害認定調査の実施

■ 処理班

- ・ 写真データ整理
- ・ 調査票の入力
- ・ 機材管理・準備（地図・調査票コピー、デジタルカメラ等の充電等）

* 参考：（新潟県柏崎市）



■ コーディネーター（一般市民、マスクから隔離させる）

- ・ 調査方針の決定
- ・ 現地調査方法の統一
- ・ 調査員からの問い合わせ対応
- ・ 調査対象地区の決定、班割
- ・ 調査進捗管理（応援要請、日程）
- ・ 電話対応

■ 調査員

- ・ 現地調査実施

※研修は応援者（有識者）

■ 班長

- ・ 調査票チェック
- ・ マスター地図への記入
- ・ 調査票準備
- ・ 調査地区地図の準備

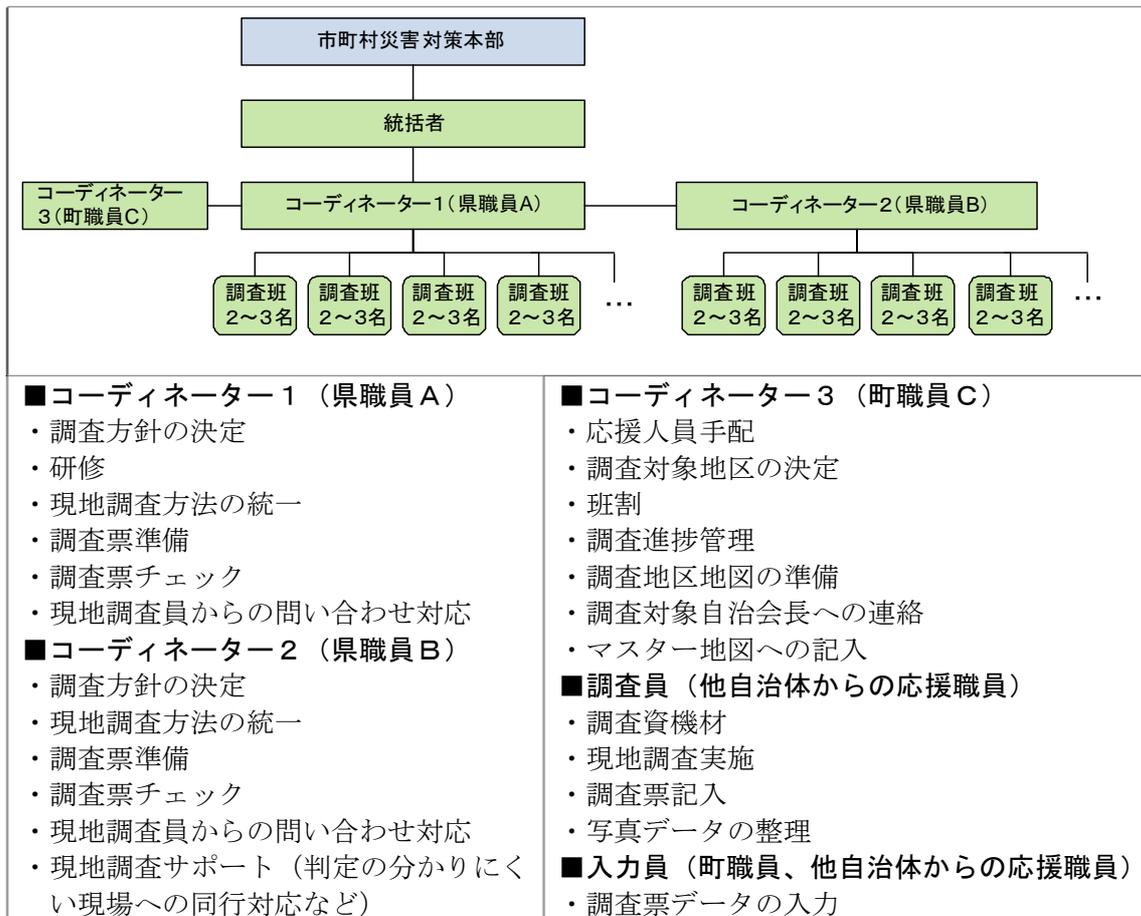
■ 処理班

- ・ データ入力、写真データ整理
- ・ デジタルカメラ充電
- ・ 市民からの電話対応

■ 応援人材コーディネート

- ・ 応援自治体との連絡、調整
- ・ ロジ（移動ルート、到着時間、宿泊場所手配等）

* 参考：（兵庫県佐用町）



2. 人員手配

調査計画において設定した調査人員数をもとに、庁内や他自治体等から人員を手配します。

(この項目で検討する事項)

- ①人員計算
- ②庁内での人員確保
- ③応援人員の手配

①人員計算

●想定される調査棟数、調査期間から、確保する調査人員を算出します。

- ◇ 未経験者が多い場合は、当初、研修等の時間が必要になります。
- ◇ 調査スピードは、市街地と郊外部では、移動時間により調査可能な棟数が変わってきます。また、地震木造第1次の場合は、一見全壊の割合、水害木造の場合は床下浸水の割合で異なります。概算で人員計算を算出し、人員手配をした後、実際の調査を進めながら日々調整することが必要となります。
- ◇ 居住者立ち会いの場合、居住者との対応により調査時間が長くなります。
- ◇ そのほか、一日に調査できる棟数は、日没時間のほか、雨天や暑寒等の天候にも左右されます。

<調査スピード例※>

■地震木造第1次調査	30棟/日・班
地震木造第2次調査	5棟/日・班
地震非木造第1次調査	15棟/日・班
地震非木造第2次調査	5棟/日・班
■風水害木造	20棟/日・班
風水害非木造	20棟/日・班

※手配人員数を算出するための目安時間です。

<計算例：地震第1次調査の場合>

<被害の仮定>

* 調査棟数：40,000棟（非住家を含む全ての建物）

うち非木造 10,000棟

* 調査地域：市全域

<調査スピードの設定>

* 木造 第1次調査 30棟／日・班

<計算式>

■木造 第1次調査

・ 30,000棟 ÷ 30棟 =1,000日・班

20日間で被害認定調査を終了、1班2人体制、10班に1人コーディネーターを入れるとすると

・ 必要な一日当たりの班数 1,000日・班÷20日間=50班

・ 必要な一日あたりの調査員数 50班×2人=100人

・ コーディネーター 5人

■非木造 第1次調査

・ 10,000棟 ÷ 15棟 =666.6667日・班→667日・班

20日間で被害認定調査を終了、1班2人体制、10班に1人コーディネーターを入れるとすると

・ 必要な一日当たりの班数 667日・班÷20日間=33.35班

→19日間34班、20日目は21班

・ 必要な一日あたりの調査員数 34班×2人=68人

・ コーディネーター 4人

②庁内での人員確保

●調査員確保の考え方を検討します。

- ◇ 同じ人が長期間、調査員として担当できれば、被害認定調査について理解が深まり、精度の高い調査が円滑に遂行できます。
- ◇ 被害認定調査講習の受講者、調査経験保有者などのほか、税務関係の部署や建築関係の部署などの職員は、専門用語に関する一定の知識があり、調査に馴染みやすいことが多いです。ただし、災害時に必ずしもそれらの人材が被害認定業務に従事できるとは限らないことに留意が必要です。
- ◇ 事前に被害認定調査の担当部署を決めている自治体もあります。

* 参考：被害認定調査の担当部署

- ・ 固定資産税職員：固定資産税評価と類似している部分があるため、理解が早いことが多い。
- ・ 建築関係の担当課：建築に関する専門的知識を有するため、調査に適している。

●上記で検討した考え方をもとに、庁内において調査計画において設定した調査期間に必要な調査人数を確保できるかを把握します。

- ◇ 被災後は、災害復旧に係る様々な業務が発生するほか、日常業務についても通常通り行う必要がある部署もあります。各課との調整の上で、庁内で確保できる人数を把握します。

③応援人員の手配

●庁内のみでは必要な人員を確保できない場合、都道府県に相談し、応援依頼を行います。

●具体的には、a) 他の自治体職員に依頼、b) 民間人・関連団体等に依頼します。

a) 他の自治体職員に依頼

他の自治体職員の応援依頼は、都道府県に依頼します。災害時の相互応援協定が締結されている場合は、それに従って応援依頼を行うことも考えられます。

- ◇ できるだけ長期間、同じ人の派遣を受けられれば、研修等に要する時間が短縮できるほか、被害認定調査について理解が深まり、精度の高い調査が円滑に遂行できます。例えば、基本の派遣期間を1週間単位で依頼することでも効率化が図られます。
- ◇ 平時から周辺自治体や建築士会と応援協定等を締結しておくことが望まれます。

* 参考：人員配置計画（石川県輪島市）

- ・ 3週間先までの派遣人員スケジュール表を作成し、人員を1週間単位で派遣してくれた市町村があり、研修や班割、引き継ぎなどが円滑であった。

*** 参考：人員手配を県に任せた事例（兵庫県佐用町）**

- ・佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、庁舎自体が被災していたこと等から、佐用町長が電話連絡を行い、兵庫県に対し、直接応援要請を行った。
- ・県は、県内各市町の人事担当課長宛に人員派遣依頼文書を送付し、派遣可能な人数、職種及び派遣期間について調査した。応援依頼は、家屋被害調査を行う人員に限定したものではなく、大規模災害支援全般として行った。

b) 民間人や関連団体等に依頼

建築士等の専門家や、被害認定調査の実施経験のある団体等に協力を依頼します。

- ◇ 民間の応援人員の場合、費用補償、保険、身分証明などについて検討する必要があります。

*** 参考：民間人に委託した事例（岡山県美作市）**

- ・民間の建築士に委託した。建築士と、被害認定調査業務の委託契約を締結し、業務に応じた単価を設定し、費用を支払った。市で保険等の対応は行わなかった。
- ・特に市として委託建築士の身分を証明するものは交付しなかったが、民間の建築士には市の腕章を巻いてもらい、必ず市職員が同行する形で調査を行った。

遠方から応援人員を受け入れる場合、宿泊先や交通手段の手配等も行います。

- ◇ 応援にかかる各種手配については、都道府県や派遣元自治体に依頼しているケースもあります。

*** 参考：応援人員の宿泊手配（石川県輪島市）**

- ・県からの応援人員の宿泊先、交通確保などは、県自らで手配してくれていた。

*** 参考：応援人員の宿泊（兵庫県佐用町）**

- ・基本的には全て日帰りに対応してもらった。移動手段や食事等については、全て応援職員が各自調達した。
- ・遠方の市町のなかには、自ら近隣の宿舎を手配し応援にきた自治体もあった。

3. 資機材等の調達

被害認定調査を実施するにあたり、調査場所の整備、調査機材の準備を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①空間の確保
- ②調査機材の調達
- ③移動手段の確保

①空間の確保

- 被害認定調査を推進するための空間として、a) コーディネーターの作業スペース、b) 調査員の作業スペース、c) ミーティングスペースを確保します。

a) コーディネーターの作業スペース

コーディネーター作業を行うための空間を確保します。

- ◇ 情報管理等の観点から、マスクミ等、関係者以外が立ち入れない部屋が望ましいです。

b) 調査員の作業スペース

調査員が各班の資機材を準備したり、日々の認定調査終了後の調査票の整理などの作業スペースを確保します。

- ◇ 大きめの部屋が確保できることが望ましいです。
- ◇ 情報管理等の観点から、関係者以外が立ち入ることのない部屋や立ち寄りにくい部屋が望ましいです。

c) ミーティングスペース

伝達ミーティング、情報共有ミーティングを行う部屋を確保します。

- ◇ 調査員が一同に集まれるスペースが必要となります。

* 参考：作業部屋風景（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について―事例と例示―」）



出典) 石川県輪島市資料より

* 参考：作業部屋の確保の考え方（石川県輪島市）

- ・当初は都市整備課で作業していたが、市民からの電話や来訪者の対応に追われるなど、業務遂行上問題があったため、応急危険度判定が終わった日（3月30日）の夜から応急危険度判定チームの控え室を作業部屋として確保した。
- ・情報漏洩等に気をつかわず作業に専念するため、最終的には部外者が立ち入らない部屋を確保した。班編成は、付箋紙に調査員名を記載して張り出すなどしており、情報漏洩等に気をつかわず作業に専念するため、部外者が立ち入らない部屋を確保した。

* 参考：作業部屋の確保の考え方（兵庫県佐用町）

- ・被害認定調査を行う一室に隣接して、マスコミの待機場所が設置されたため、作業スペースにマスコミが入出できるような環境であった。個人情報保護の観点や、落ち着いて被害認定調査の作業に従事する環境を確保する点からも、外部の人間が簡単には出入りできない場所を確保することが重要である。

②調査機材の調達

- 被害認定調査に必要なa) 資機材を確保します。また、必要に応じてb) 調査済証、c) 調査員証を用意します。

a) 資機材

必要な資機材を確認し、現地調査に出る班の数分は少なくとも用意します。

<資機材例>

現地調査用

種別	品目		留意事項
携行品	地図	★	・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話	★	・コーディネーターと調査班との連絡手段
	調査員証	★	『c)』参照
調査機材	調査票	★	—
	筆記用具	★	・雨天時等の場合も想定する
	画板	★	・立った状態での調査票記入作業を想定する
	デジタルカメラ（予備電池、メモリカード）	★	・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池（充電電池）の互換性が確保できる
	調査済証	★	『b)』参照
	下げ振り	★	・傾斜測定用として使用
	メジャー		・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等
	装備品	ヘルメット	★
手袋（軍手）	★	—	
安全靴			・天候や気候等により長靴・雪靴等の使い分けを判断する ・内部立ち入りの際はスリッパがあると良いケースがある
懐中電灯			・内部立ち入り時や悪天候時、日没間近の作業時にはあった方が良い
雨具			—
マスク			・倒壊した家屋、土砂等により大量の砂塵等がある
水筒			—
電卓		★	・損害割合を計算する場合、あると良い
防災服			—

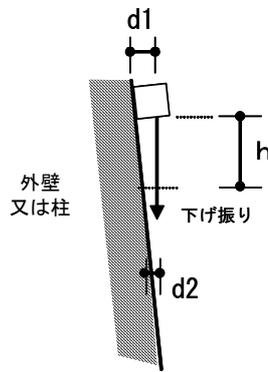
バックオフィス用

種別	品目		留意事項
調査員用	机・イス		調査票チェック、進捗状況（調査終了建物記入）等
	パソコン		データ入力等
	コピー機		調査票コピー等
コーディネーター用	ホワイトボード		ミーティング等
	電話		調査員との連絡
	地図		進捗状況（調査終了建物等）記入用。民間地図を用いる場合、発行年が揃っていると把握しやすい

注) 「★」印は必携品を示す。

* 参考：傾斜の測定の仕方と下げ振り

<傾斜の測定方法>



傾斜は、下げ振りの垂直長さ（ h ）に対して、水平寸法（ $d = d1 - d2$ ）の占める割合を計算して測定する。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$

※内閣府資料と併せて、糸の垂直長さ（ h ）1,200mmの印をあらかじめつけておくことで、迅速に測定結果を得ることができる。

<一般的な下げ振り>



- 一般的な下げ振り（写真上）は、壁に密着して設置するため、傾斜が生じている場合は器具端部から糸までの寸法は水平寸法（ $d1$ ）とならないため、その都度測定する必要がある。

- 水準器付き下げ振り（写真下）は、器具自体を水平にすることができるので、器具端部から糸までの寸法が水平寸法（ $d1$ ）となる。

<水準器付き下げ振り>



出典）内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」

* 参考：下げ振り（新潟県小千谷市）

下げ振りは極論すれば割り箸に糸でおもりをぶらさげても代替可能である。しかし、被災者から見た場合、道具で信頼性が損なわれている面があったと感じる。小千谷市では被災時に全く備えが無かったため、下げ振りの手配ができず、間に合わせのものを活用したが、できれば平時から機材は一定数準備し、専門的な用具を使った方が調査に信頼感を持ってもらえる。

* 参考：持出機材の事例

種別	品目	事例			マニュアル				
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
		地震	地震	地震	※地震災害を想定	※地震、水害、風害を想定	※地震災害を想定	※地震災害を想定	※地震災害を想定
必携品	調査票	○	○	○	○	○	○	○	○
	デジタルカメラ	○	○		○	○	○	○	
	下げ振り	○	○	○	○	○	○	○	○
	メジャー		○	○	○		○	○	○
	地図	○	○		○	○	○	○	○
	筆記具・バインダー			○	○	○	○	○	○
	携帯電話・無線	○	○		○	○	○	○	
装備・付属品等	内閣府「損傷程度の例示」※	○			○		○	○	
	自治体マニュアル					○		○	
	家屋台帳					○			
	身分証明書				○	○	○		
	水平器			○			○		
	懐中電灯			○			○	○	○
	テープ				○				○
	雨具	○			○	○			
	水筒		○		○				
	軍手						○	○	○
	ヘルメット	○	○			○	○	○	○
	安全靴						○	○	○
	メモ用紙								○
	電卓				○		○	○	
	マスク							○	
防災服						○			

出典) 内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について－事例と例示－」等各種資料より作成

* 参考：メーカーからの資機材の貸与の例（石川県輪島市）

- ・当初、市が所有するデジタルカメラを使用していたが、オリンパスから無償貸与を受け、統一した。
- ・これにより、電池やメモ리카ードの規格が統一され、調査員が予備の電池やメモ리카ードを持って調査に出かけられるほか、準備作業が大幅に効率化できた。また、調査員が異なるメーカーのカメラに慣れる必要も無くなった。

*** 参考：雨天時の調査装備の例（新潟県小千谷市）**

- ・画板の上から透明なビニール袋をかぶせ肘まで覆って調査することにより、調査票が濡れることを防いだ。



写真) 新潟県小千谷市

*** 参考：調査装備の例（新潟県小千谷市）**

- ・画板付鞆：画板とカバンが一体化しており、調査に便利である。
カバンには、調査票や筆記用具など調査に必要なものを入れることができる。



カバンのひもで画板を固定できるため、調査票の記入もスムーズである。



写真) 新潟県小千谷市

b) 調査済証

必要に応じて調査済証を作成します。

- ◇ 必須事項ではありませんが、調査が終了した建物に調査済証を貼ると、異なる調査班による重複調査を避けられるほか、居住者から問い合わせがあった際等に、調査済みであるか否かの確認が取りやすくなります。建物に貼らない場合でも、居住者が在宅している場合、調査終了後に調査済証を渡すことで、きちんと調査が終了したことを伝えることができます。
- ◇ 応急危険度判定の調査済証との混同を避けるため、調査済証の色を変えると良いです。

* 参考：調査済証を作成した事例（石川県輪島市）

- ・調査済証を作成した。調査済証には、調査趣旨、調査根拠、罹災証明書交付に必要な手続きをコンパクトに記載したものとした。これは、住民説明に非常に有効に活用できた。
- ・なお、当初は判定結果も記載していたが、個人の住宅の被災情報を公にしてしまうことになるため、記載をとりやめた。

* 参考：調査済証を作成しなかった事例（兵庫県佐用町）

- ・被害認定調査済み家屋への調査済証の貼付作業は実施していない。結果として、重複調査や調査漏れが多発してしまったことから、調査済証の貼付は実施した方が良い。

* 参考：QRコードを活用した調査済証発行の例

- ・調査済証にも、調査票番号のQRコードを付与しておくことで、罹災証明書交付時に、調査済証を持参してもらえば、対応する調査票がすぐによびだせる。

出典) 内閣府中央防災会議 田村委員提出資料「被災台帳による生活再建支援システム～多様な分野による総合ソリューション～」

c) 調査員証

必要に応じて調査員であることを示す調査員証を定めます。

調査時に、調査員は定められた調査員証を携行します。

- ◇ 被災した自治体職員が調査班に1名以上いる場合は職員証をもってかえることが可能です。ただし、建築や税関係以外の課、市民の目からみて住家の判断できると想定しにくい課から応援を受けている場合、職員証以外の「調査員証」を作成した方がよい場合もあります。
- ◇ 他自治体からの応援人員のみで構成される調査班の場合の調査員証については別途、検討する必要があります。
- ◇ 調査員証は簡易なものの場合、悪用される可能性もありますので、地域性等を考慮して、どのようなものにするか検討する必要があります。

* 参考：調査員証について

- ・調査実施時には、自治体の防災服を着用し、名札を携行することを、事前に自治体の被災時マニュアル等の中で定めている自治体もある。

* 参考：職員証を利用した反省点について（新潟県小千谷市）

- ・他の復興業務との関係で、被害認定調査を担当する市職員は、保育士等が多い状態であった。
- ・研修等を受け、最初は当市税務課職員等と回った上で、他自治体の応援職員と班を組んで調査に行ってもらった。
- ・調査員証は職員証としていたため、保育士であることが被災者に伝わることとなる。その結果、被災者の信頼感がえられない場合があり、苦勞した。調査に協力した保育士等からも、今後の反省点として、職員証以外に「調査員証」があれば良かったという点が指摘されている。

③移動手段の確保

- 現地までの移動手段を確保します。

* 参考：新潟県柏崎市

- ・基本的に応援者に車を用意してもらい、予備的に市側で公用車数台とレンタカーを数台用意した。

* 参考：新潟県小千谷市

- ・当初は市役所の公用車を使用していたが、途中からは班数が多くなってきたため個人の車も借り使用した。

* 参考：兵庫県佐用町

- ・交通不便地域や遠隔地の調査では、応援職員の車を使用した。

4. 広報

被災者ならびに住民に向けて、被害認定調査ならびに罹災証明書に関する広報を行います。また、マスコミへの対応を行います。

（この項目で検討する事項）

- ①被害認定調査実施に関する広報
- ②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報
- ③マスコミへの対応

①被害認定調査実施に関する広報

- 被害認定調査実施に関する広報を行います。
- 被災者支援を受けるためには、被害認定調査を行う必要があります、建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片づけ等をしてしまうと調査ができない旨を周知します。
 - ◇ 水害、風害等は、被災後、後かたづけが迅速に行われることが多いです。被災者には、片づける前に、水害の場合は、「浸水深」と被害箇所、風害の場合は被害箇所がわかる写真を撮影しておくよう広報すると良いでしょう。

<撮影方法の例>

- ・被害が客観的に良くわかるように撮影します。近景と遠景と2枚撮ると良いでしょう。物差しなどをあてると被害の大きさが良くわかります。
- ・室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報

- ①と同時に、支援制度の概要や罹災証明書交付スケジュール、相談窓口（相談対応）等に関する広報を行います。
 - ◇ 被害認定調査開始時には、罹災証明書交付日等の詳細が決まっていない場合でも、被害認定調査の必要性和併せて、今後、罹災証明書交付という手続きがあること、それにより支援が受けられること等を広報すると良いでしょう。
 - ◇ 支援制度は、都道府県独自制度が発表されるなど、被災後に変更になる場合があります。広報内容が頻繁に変更されると被災者の混乱をまねきます。一方で、なにも情報がないことも被災者の不安をよびます。調査終了目標時期とその時に支援制度内容や支援の受け方を発表することを伝えるなど、被災者に安心感を与える広報を考える必要があります。
- 応急危険度判定等との違いについて周知します。
 - ◇ 地震の場合には応急危険度判定との違いなど、被災者が混同しやすい関連情報について整理して周知します。

③マスコミへの対応

●被害認定調査について、調査結果の公表時期等、マスコミへの対応を決めておきます。

◇ 判定結果については、罹災証明書の交付後の公表とするといった対応が考えられます。

●マスコミに対して被害認定調査の概要、罹災証明書交付、相談窓口（相談対応）等について説明します。

◇ 新聞記事、ラジオやテレビでの報道は大きな広報効果を持つため、被害認定調査の開始や罹災証明書交付日などの広報効果が期待できます。

◇ 応急危険度判定調査と被害認定調査について、過去に誤った報道がなされたことがあります。また、災害対策本部内の統制が十分ではなく、現場担当者が認識する前に支援策の報道がなされたケースがあります。このような報道は、被災者を不安にさせ、相談・問い合わせの増加など、現場の大きな負担につながり、結果として、調査の円滑な推進、被災者の迅速な支援が阻害されるため、十分な配慮が必要です。

* 参考：マスコミへの対応（兵庫県佐用町）

・マスコミに対して、適切に情報を提供するため、副町長が連日定例会見を開き、情報公開に努めた。

5. 都道府県の役割

都道府県の役割として、市町村間の調整があります。また、人員手配、資機材調達などについて、被災市町村のみでは対応しきれない場合は、必要に応じて都道府県がサポートを行います。なお、小さな災害であるなど被災市町村で対応が可能な場合においても、県職員に経験を積ませるため、積極的に派遣し、ノウハウを蓄積するという考え方もあります。

(この項目で検討する事項)

- ①市町村間調整
- ②市町村からの相談対応
- ③人員手配
- ④資機材調達
- ⑤被害認定調査のサポート

①市町村間調整

- 同一災害における被災市町村の間で、調査方法や調査対象等が大きく異ならないよう、都道府県が主体となり調整を図ります。

◇ 隣接する市町村同士で、調査方法が大きく異なると、住民から判定結果について疑問がだされ、円滑な調査、罹災証明書の交付に支障をきたす場合があります。

*参考：県の主導により調査方法の調整が図られた事例（兵庫県）

・佐用町、宍粟市、朝来市いずれにおいても被害認定調査のノウハウをもった職員が少なかったことから、兵庫県職員が各市町に対し調査方法の説明を行った。その結果、調査方法が統一された。

②市町村からの相談対応

- 市町村から、被害認定調査の実施方法等に関する相談があれば対応します。

③人員手配

- 被災市町村から依頼があった場合、都道府県下の市町村との連絡調整や、他都道府県への依頼などを行い、必要な人員を確保します。

◇ 平時から、都道府県が中心となり、市町村間で被害認定調査に関する協定を結んでおくといいでしょう。

◇ 被災自治体は、応援人員の宿泊手配、被災自治体までの移動手段確保、食事手配などを担うことは困難な場合がほとんどです。これらの手配は、都道府県が中心となり、応援側で行うことが望ましいと考えられます。

④資機材調達

- 被災市町村から依頼があった場合、必要な資機材を調達します。（必要な資機材の詳細は『3. 資機材等の調達』（p35）参照）

* 参考：資機材調達を応援職員の持参に頼った事例（兵庫県佐用町）

- ・佐用町庁舎が被災したため、調査に必要な資機材についてはほぼすべて応援職員各自の持参に頼った。

⑤被害認定調査のサポート

- 被害認定の実施にあたり、必要に応じて市町村をサポートします。
- 非木造住宅の固定資産税家屋台帳を都道府県が保有している場合、都道府県にて非木造の被害認定調査を行うことも考えられます。

- ◇ 市町村内に防災担当セクションが設置されていない小規模な市町村などにおいては、都道府県が被害認定調査をサポートして実施することも考えられます。

* 参考：被害認定調査を県が主導的に実施した事例（兵庫県佐用町）

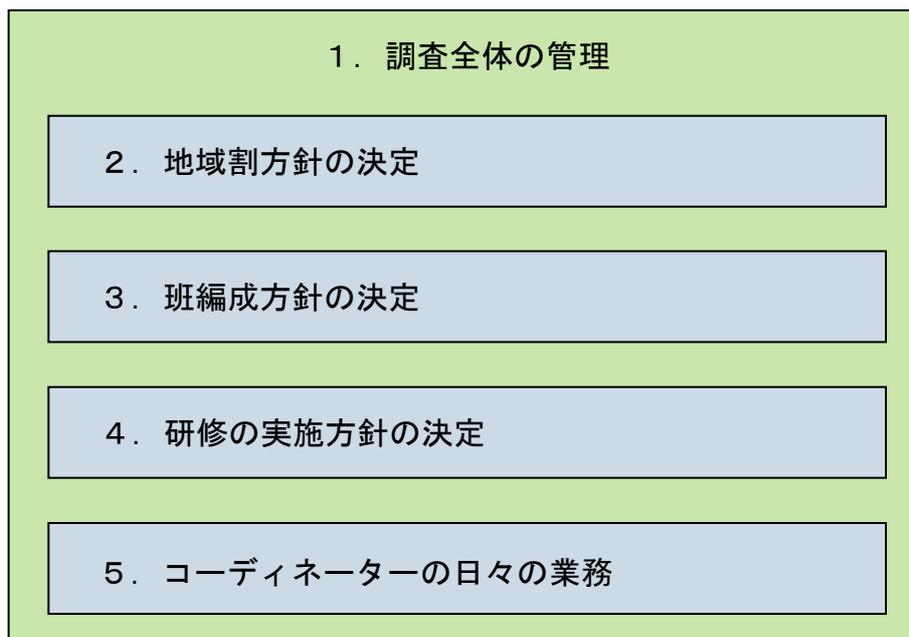
- ・佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、佐用町庁舎自体が被災していたこと等から、兵庫県が主導して被害認定調査計画を立案し、調査が軌道に乗るまでは県がサポートして実施した。

第2章 被害認定調査の実施計画

被害認定調査を実施するにあたっては、調査全体をコントロールする役割を担う人材が重要です。また、災害対策本部と密に連絡をとり、被害認定調査が各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であるという認識を共有した上で、適宜必要なサポート体制を構築することが大切です。

これらを担う人材は、被害の大きさや被災自治体の体制により、1人の場合や複数人の場合があります。本章では、便宜的に、何人であるかに拘わらず、上述した業務を実施する人材を「コーディネーター」と記載します。

本章では、「被害認定調査の実施計画」として、コーディネーターが担う業務について記載します。



1. 調査全体の管理

コーディネーターは、人員管理、地域割の決定、調査の進行管理等を通して、調査全体をコントロールする役割を担います。

また、災害対策本部と密に連絡をとり、被害認定調査が各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であるという認識を伝え、適宜必要なサポート体制を構築します。

(この項目で検討する事項)

- ①人員管理
- ②地域割の決定
- ③調査の進行管理
- ④調査員間の情報共有方法の決定
- ⑤一日のスケジュールの設定

①人員管理

- 被害認定調査の全体像を把握し、円滑に調査を推進できるよう、日々、現場からの報告を受け、より適切に改善しながら、調査を遂行します。

②地域割の決定

- 調査計画において設定した調査対象地域について、スケジュールや調査員確保の状況等を考慮し、地域割を決定します。（詳細は『2. 地域割方針の決定』（p51）参照）

③調査の進行管理

- 日々の調査班からの報告等を受けて、適宜、最適な調査体制、調査方法となっているか、改善すべき点がないか確認します。改善すべき点がある場合は、具体的な改善方法を検討し、実行します。
- 調査班が調査を終了した範囲を確認し、調査の進行状況を把握します。調査計画と見比べて調査が遅れている場合には、人員数の増強を検討するなど、調査の進行を管理します。
- 調査票のデータ入力や写真データの整理等の進行状況についても把握し、人員配置の偏りや資機材の不足等を確認します。

④調査員間の情報共有方法の決定

- 具体的に調査を開始すると、過去に事例のなかった被害等、個別の災害・自治体で検討し、決定しなければならない事項が発生します。これらについて、決定し、伝達して調査員間で情報共有し、調査判断を一定に保ちます。
- 調査員間の情報共有を目的として、a) 伝達ミーティング、b) 情報共有ミーティングを開催します。
- ミーティング以外の、c) その他の情報共有手段を検討し実施します。

a) 伝達ミーティング

その日の調査手順等を伝えることを目的としたミーティングを開催します。

- ◇過去の例では、調査員が調査に出かける前に実施し、その日の調査範囲や調査内容、「b)情報共有ミーティング」で決定した事項、変更事項、調査にあたっての留意事項等を伝達しています。

*参考：伝達ミーティングの内容（石川県輪島市）

- ・毎朝、前日の調査実績の報告と、その日の班編成の確認、変更点の連絡、注意事項の確認を行った

b) 情報共有ミーティング

調査を行う中で発生した疑問点等を解決し、調査員間での調査手法や調査結果のばらつきを抑え、調査精度を確保するためのミーティングを開催します。

- ◇過去の例では、調査員がその日の調査を終了し、帰庁した段階で、その日に発生した疑問点について対応方策を検討するミーティングを開催しています。

*参考：情報共有ミーティングの内容（兵庫県佐用町）

- ・調査員が判断に迷った事例等、共通認識が必要な事項については、ミーティング時に情報共有を実施した。

*参考：情報共有ミーティングの時間（新潟県柏崎市）

- ・調査の初期段階においては、長時間、ミーティングに要しますが、調査が進行するに連れて短くて済むようになります。（慣れてきた調査員と不慣れな調査員を組み合わせる班編成をしたため、基本的な伝達はそこで行われました。）

c) その他の情報共有手段

ミーティング以外の情報共有手段を検討し、実施します。

*参考：（石川県輪島市）

- ・情報共有ミーティングで決まったことをQ&A集としてとりまとめ掲示板に張り出した。また、Q&A集と基本的な被害認定調査の内容について整理し、マニュアルとして印刷し、応援職員に配布した。

⑤一日のスケジュールの設定

●一日のスケジュールとして、伝達ミーティングの開始時間、調査の開始・終了時間、情報共有ミーティングの開始・終了時間、の3点を設定します。調査初日者と継続者のスケジュールが必要です。

- ◇ 調査は暗くなるとできませんので、遅くとも日没が調査終了時間となります。
- ◇ 帰庁後にも、調査終了建物のチェック、調査票の確認などの作業が必要です。さらに写真データの整理なども調査員が担当する場合には、調査後の作業にかかる時間も考慮し、一日のスケジュールを考える必要があります。
- ◇ 遠方からの日帰り応援人員が多い場合には、往復の所要時間等にも配慮が必要です。

* 参考：調査可能時間が長い*場合のスケジュール例（新潟県柏崎市）

※宿泊応援調査員が多い 等

時間	新潟県柏崎市(調査未経験者)	時間	新潟県柏崎市(調査経験者)
8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認	8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認
8:40~	研修	8:40~	調査資材受取、出発準備
11:00~	準備の整った班から適宜出発 現地調査	9:30~	準備の整った班から適宜出発 現地調査
16:00~ (日没)	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など	16:00~ (日没)	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など
17:00~	ミーティング 質問事項確認	17:00~	ミーティング 質問事項確認

* 参考：調査可能時間が短い*場合のスケジュール例（兵庫県佐用町）

※遠方からの日帰り応援人員が多い、極度な暑さ・寒さ 等

時間	兵庫県佐用町(調査未経験者)	時間	兵庫県佐用町(調査経験者)
10:00~	朝礼 研修	10:00~	朝礼 留意事項の確認 班編成確認 準備の整った班から適宜出発
11:30~	昼食 準備の整った班から適宜出発 現地調査		
15:00~	帰庁舎 調査結果の追記、整理 写真データのPCへの入力 データ提出後解散	15:00~	帰庁舎 調査結果の追記、整理 写真データのPCへの入力 データ提出後解散

2. 地域割方針の決定

調査計画にて決定した調査対象地域を確認したのち、地域割方針を決めます。

(この項目で検討する事項)

- ①調査対象地域の確認
- ②調査順序の設定
- ③地域割の見直し

①調査対象地域の確認

●調査計画において決定した調査対象地域を確認します。

- ◇ 市町村全域を調査対象とする場合(「全棟調査」)、一部の地域は全棟調査として、それ以外の地域は申請があった建物のみを調査する場合(「一部地域は全棟+申請建物」)、申請建物のみを調査する場合(「申請建物」)のいずれを選択したのかを確認します。

②調査順序の設定

●調査対象地域の範囲や、被害の分布、地域ごとの被害程度等を考慮し、調査順序を決定します。

●地域順序を設定します。

■均等割／被害程度割

- ・均等割：調査地域を均等に分割し全地域が同じように調査が進行するようにします。全棟調査をする場合などに適しています。
- ・被害程度割：被害程度の大きな地域から調査を行っていきます。大きな被害を受けた住家が一定の地域に集中している場合などに適しています。

	メリット	デメリット
均等割	・調査対象地域において、調査が均等に進むため、地域による不公平感がでにくい。(特に自治体全体を調査対象としている場合に地区による不公平感が発生しにくい)	・被害程度が大きい住家の調査を優先しにくい。倒壊などの危険がある住家の場合、調査前に撤去等が行われる可能性がある。
被害程度割	・被害程度が大きい地域から調査が実施できる。倒壊の恐れがある住家など、喫緊性の高い住家等から調査を行いやすい。	・調査順序が後となった地域住民が不公平感を感じる可能性がある。

* 参考：均等割りの事例（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について 一事例と例示」）

- ・調査方針として、全棟調査としたため、市町村域を地区に分割し、班毎に担当地区の外観目視調査を行った。

*** 参考：被害程度割の事例（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について ー事例と例示ー」）**

・外観目視調査では、応急危険度判定の調査結果などを参考にしながら、被害の大きなエリアを特定し、全棟調査を実施する調査地域を設定した。

*** 参考：あらかじめ地域割及び調査員人数を決めている事例**

・事前に地域防災計画や被害認定調査実施マニュアルにおいて、「地域割」、「担当課・担当者」、「調査班数」、「地域ごとの軒数」等を整理している自治体もある。

③地域割の見直し

●調査が進むにつれて、優先度や調査範囲が変わる可能性もあります。日々、進捗状況を整理しつつ、適宜対応します。

*** 参考：緊急対応の事例（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について ー事例と例示ー」）**

・対策本部には、「建物を除却するため早急に調査を行ってほしい」といった緊急の調査依頼がよせられるため、こうした調査依頼への対応も考慮に入れながら、翌日以降の調査場所を設定した。

3. 班編成方針の決定

確保できる人材の条件等に基づき、班編成の考え方を決定します。

(この項目で検討する事項)

- ①班編成の考え方の決定
- ②班編成の見直し

①班編成の考え方の決定

- 班編成について、確保が想定される人材の属性等を考慮し、a) 班編成の考え方、b) 班人数を決定します。

a) 班編成の考え方

班編成の考え方を決定します。

- 当該自治体職員と他市町村職員／被害認定調査の経験者と未経験者／建築等に関連する知識の有無(建築関係、税関係部署とその他部署)／当該災害における被害認定調査の経験者と未経験者等

- ・ 当該自治体職員と他市町村職員：被災自治体の職員と、他市町村からの応援職員を組み合わせます。
- ・ 被害認定調査の経験者と未経験者：過去に被害認定調査を実施した経験のある人とない人を組み合わせます。
- ・ 建築等に関連する知識の有無（建築関係、税関係部署とその他部署）：建築や税関係の職員と、その他の部署の職員を組み合わせます。
- ・ 当該災害における被害認定調査の経験者と未経験者：その災害での被害認定調査の経験者と未経験者を組み合わせます。
- ◇ 被害の規模や程度と、調査の参加が見込まれる人材の人数、属性等のバランスを総合的に考慮する必要があります。

	メリット	デメリット
当該自治体職員と他市町村職員	・被災自治体職員のほうが地域の地理に明るく、調査対象の特定や調査地までの移動がスムーズに行えることが多いです。また、調査班に被災自治体職員がいることは、住民に対する信頼感につながります。	・他市町村職員が、過去に異なる調査方法で実施しているケースもあるほか、住民対応など、個別の災害で決定する事項もあるため、最初に研修を受講してもらう必要があります。
被害認定調査の経験者と未経験者	・被害認定調査の経験者は、被害認定調査の概要等を理解しているため、調査をスムーズに実施できます。主体的に判断を行ったり、未経験者への指導や過去の経験から調査を効率的に行うための助言等を受けることも可能です。	・被害認定調査の経験者が、異なる調査方法で実施しているケースもあるほか、住民対応など、個別の災害で決定する事項もあるため、最初に研修を受講してもらう必要があります。
建築等に関連する知識の有無（建築関係、税関係部署とその他部署）	・被害程度の判定や被害箇所を探す際に、建築に関する専門的知識がある場合、理解が早いです。また、損傷等の判断に際して、他の部署の人より主体的に行いやすいと考えられます。	・建築等に関連する知識のある部署の人数が限られており、大量の調査を行う場合には人員確保が困難になる場合があります。
当該災害における被害認定調査の経験者と未経験者	・経験者を配置することで、一定の調査の質を確保することができます。また、常に人材を入れ替えることができるため、調査員の確保等の面でもメリットがあります。	・調査2日目以降について、できるだけ当該災害における被害認定調査未経験者のみで構成される班がないように配慮する必要がありますが、人員確保の制約となる場合もあります。

b) 1班あたりの人数

1班あたりの班人数を決定します。

■1班2名の場合／1班3名の場合

- ・ 1班2名の場合：調査を行い調査票への記入担当と、写真の撮影担当等といった形で、分担して調査を行います
 - ・ 1班3名の場合：1名が現場の案内や住民への対応等を担当することで、他の2人が調査票への記入や写真撮影等に専念することができます。
- ◇ 危険があった場合や、住民への対応、調査の精度や効率を考えると、単独での調査は望ましくないと考えられます。

	メリット	デメリット
2名	・調査班の数を増やすことができるため、調査を短期間で終了させることができる。	・居住者への説明等に1名が対応した場合に、写真撮影や調査票への記入を1名で担当する必要があり、結果的に1棟あたりの調査時間が長くなる可能性がある。
3名	・1名が居住者対応や損傷箇所探し、次の調査対象確認等を担当することで調査効率が上がる。	・2名の場合に比べ、調査班の数が少なくなるため、全体としては調査スピードが遅くなる可能性がある。

*** 参考：調査員の役割分担例**



資料) 内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について 一事例と例示一」

*** 参考：班編成：1班2名体制の事例（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について 一事例と例示一」）**

- ・調査は、現場で相互にチェックしたり、相談したりしながら調査を進められるように、必ず2人1組で実施した。

*** 参考：班編成：1班3名体制の事例（石川県輪島市）**

- ・3名体制で1班を編成した。3名の役割分担は1名が全体像や被害箇所の写真撮影、もう1名が被害認定調査と調査票の記入、残り1名は居住者対応とした。居住者対応の担当を1名加えることによって、他の2人は調査に集中でき、調査が終了次第すぐに次の調査対象に移動できるようになった。また、居住者が不在の場合は、居住者対応の担当は次の調査対象に先に移動し、事前に被害箇所のチェックを行うことにより、効率的に調査を実施することができた。

②班編成の見直し

- 調査開始後も、各地の被災状況や他地域からの応援人材の受け入れ状況、調査の進展状況等に応じて、適宜班編成を見直します。

*** 参考：班編成：人的配置見直しの事例（石川県輪島市）**

- ・当初は木造・非木造を併せて調査していたが、調査方法が大きく異なるため、途中から調査班を木造班と非木造班に分けた。
- ・ある程度、調査が進んできた段階で、地域割に沿って調査を実施する班のほかに、コーディネーターからのその時々指示に従って、調査漏れや緊急調査が必要な建物を調査する班や、機動的な支援を行う班を設けた。

4. 研修の実施方針の決定

各調査員に具体的な調査手法を正確に理解してもらい、調査員の質をなるべく一定に保ち、調査結果のばらつきを極力排除することを目的として、調査に参加する調査員全員を対象に研修を実施します。研修の実施方針として、研修において学ぶ内容と、研修の実施方法をあらかじめ検討する必要があります。

(この項目で検討する事項)

- ①研修内容の決定
- ②研修方法の決定

①研修内容の決定

- 研修において、実際の調査を行う前に、調査員に理解してもらおう内容や項目を検討します。

*参考：研修内容・項目の例

- ・被害認定調査の位置づけ・重要性
⇒被害認定調査の結果の活用方法や調査の位置づけ、重要性等を理解してもらいます。
- ・調査方法の説明
⇒被害認定調査の具体的な判定方法、調査票への記載方法等について、理解してもらいます。
- ・写真撮影のルール
⇒写真撮影にあたり、その後の整理のしやすさ等の観点から、留意点を整理し、伝達します。
- ・調査にあたっての心構え
⇒調査を行うにあたっての基本的な心構えや注意事項等を確認します。
- ・罹災証明書、当該自治体で講じられる被災者支援策について
⇒交付開始時期、交付場所、申請方法、申請窓口、罹災証明書によって受けることができる支援制度について情報を伝えます。支援策が確定していない場合は、今後の広報方法など住民に伝える内容を決めておきます。
- ・住民対応のルールその対応について共有します。
⇒住民から多く寄せられる問い合わせ等に対し、統一した対応ができるようにします。
- ・その他、地域的な事情等
⇒当該自治体における被害認定調査の調査方法及び調査票の具体的な記入方法を共有します。

*** 参考：調査員の心構えの例**

■事前段階の心構え

- ・平常から災害の起こりやすい地域を十分に把握しておく。
- ・平常から災害時の連絡体制等を十分に把握しておく。

■調査開始後の心構え

- ・常に職員証を携帯し、被災者に対しては身分を提示して調査を行う。
- ・被災者の立場を理解し、調査時には言葉遣いや言動には十分注意する。
- ・調査は、迅速かつ正確かつ公平に行うよう心がける。
- ・不測の事態が起こった場合や、特異な事例を発見した場合等には、速やかに上層部に連絡する。
- ・被害認定調査の位置づけ、重要性を認識し、責任を持って調査を行う。

②研修方法の決定

- a) 研修担当者、b) 研修対象者、c) 研修の開催頻度や開催時間を決定し、研修を実施します。

a) 研修担当者

研修担当者を決めます。

- ◇ 庁内に被害認定調査を実施した経験のある市町村職員がいる場合等は、当該職員が実施します。
- ◇ 庁内に被害認定調査を講習できる職員がいない場合、ネットワークおぢや(詳細は参考資料『2. 過去の主な被災自治体等』(p152)参照)や、過去に被害認定業務を実施したことがある自治体職員、都道府県職員に依頼することなどが考えられます。

<研修資料等>

- ・内閣府「災害に係る住家の被害認定講習テキスト（運用指針改正前のものです）」
内閣府に講習会用パワーポイントデータ・DVDがあります。
- ・建物被害認定ビデオ製作委員会「建物被害認定トレーニング 木造建物の外観目視調査」
DVD
HP（動画）：<http://ddm.fj.tokoha-u.ac.jp/higainintei/training.htm>

*** 参考：ビデオ等による研修（兵庫県宍粟市）**

- ・調査初日から3日目までは、調査開始前に県担当者が応援職員などに対してガイダンスを実施し、調査方法等を説明した。4日目以降は、そのガイダンスの様子をビデオに撮影し、初めて来る応援職員に見てもらい、調査方法等を理解してもらった。

b) 研修対象者

研修を行う対象を決定します。

- ◇ 基本的には過去の被害認定調査の経験の有無にかかわらず、当該被害認定調査に参加する前に必ず全員、受講することとします。
- ◇ 調査結果のばらつきを極力排除するために、研修を通じて調査員の質をなるべく一定に保つ必要があります。
- ◇ 調査の公平性を期す上でも、各調査員に具体的な調査手法を正確に理解してもらうことが重要です。

c) 開催頻度、開催時間

研修の開催頻度や開催時間を決めます。

* 参考：研修の実施（新潟県小千谷市）

- ・ 外観目視調査については、調査票の記入方法と現地調査について、事前講習会を実施した。内部立入調査については、調査票の記入方法と現地調査について、事前講習会を実施した。
- ・ 途中から参加した調査員に対しては、適宜、簡略化した研修を実施した。

5. コーディネーターの日々の業務

「2. 地域割方針の決定」、「3. 班編成方針の決定」、「4. 研修の実施方針の決定」を行った後、実際に被害認定調査を開始します。被害認定調査開始後のコーディネーターの日々の業務としては、以下に列挙する事項が挙げられます。

コーディネーターは、スムーズに調査を行えるよう調査員へ情報伝達を行う必要があります。また、コーディネーター自身は、調査員からの質問や緊急を要する事態等にも対応できるよう、現地調査は行わず日々常に庁内に滞在するようにします。

(この項目で検討する事項)

- ①調査地域のコーディネート
- ②班編成のコーディネート
- ③調査員への研修の実施
- ④調査員への問い合わせ対応
- ⑤調査結果のチェック
- ⑥情報共有
- ⑦翌日の調査準備
- ⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

①調査地域のコーディネート

- 設定した地域割方針に基づき、各調査班の日々の調査地域を設定します。

◇ 調査班ごとの調査スピードや、調査人数の増減、新たに判明した被害状況の分布等を考慮しつつ、日々の調査地域を設定します。

②班編成のコーディネート

- 確保できた人員の人数や所属、被害認定調査の実施経験の有無、関連する知識の有無等を確認します。
- 班編成方針に基づき、班編成を決定します。

③調査員への研修の実施

- 研修の実施方針に基づき、研修を実施します。

④調査員への問い合わせ対応

- 調査員が調査を行う上で判断に迷った場合には、コーディネーターが電話にて相談を受け、対応を決めそれを伝えます。

◇ 特に調査の初期段階においては、調査員が不慣れなために、判断に迷う場面が数多くあります。そうした際には、逐一コーディネーターまで直接電話をかけて確認するよう、事前に伝えておくことが重要です。

*** 参考：調査員の問い合わせ頻度の変化（兵庫県佐用町）**

・調査基準統一のため、不明点は電話連絡しコーディネーターに確認することとした。このため、調査の初期段階では、各班からの問い合わせへの対応に追われた。調査員が調査に慣れるに従って、現場からの電話対応は減少した。

⑤調査結果のチェック

●各調査班が記入した調査票について、記入漏れや計算ミス、入力ミス等がないかチェックし、問題があった場合には担当した調査班に修正を依頼します。

◇ 特に、調査の初期段階においては、調査手法等において根本的な間違いを犯している可能性がありますので、入念にチェックしてください。

⑥情報共有

●日々の疑問を解決したり、効率的な方法など改善し、情報共有を行います。

⑦翌日の調査準備

●翌日の調査にあたって、各班の調査地域を確認したうえで、必要な調査機材や地図等を準備します。もしくは、準備を行う人員を配置し、指示を出します。

*** 参考：翌日準備のための専任人員の配置（兵庫県佐用町）**

・翌日に必要となる地図のコピーに非常に時間を要したため、翌日の調査準備のための専任人員を配置した。

*** 参考：物品管理のための専任人員の配置（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について 一事例と例示」）**

・カメラ担当として2名を配置し、この2名が写真データの整理と併せて、記録媒体などの備品の管理やカメラの充電、カメラの日時の設定などを行った。

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

●居住者の立会い等が必要な場合、広報等でその旨を伝えます。

◇ 広報のほか、自治会等を活用して連絡することが考えられます。地震第2次調査の場合は、事前に連絡を取り、訪問日時等を調整することが考えられます。

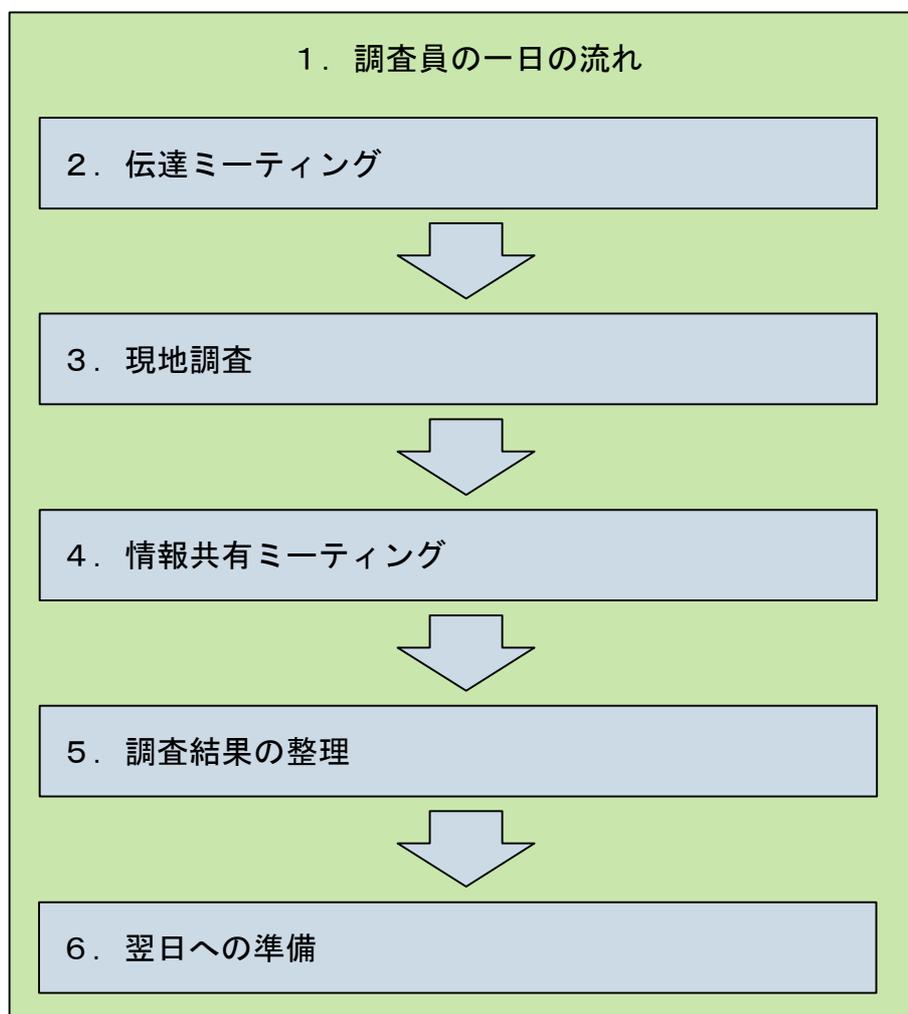
*** 参考：調査対象者への連絡（兵庫県佐用町）**

・被災者への連絡は自治会経由としており、翌日の調査対象地域が決まるのが深夜になるため、当日の早朝に自治会長に電話で連絡した。

*** 参考：調査対象者への連絡（新潟県柏崎市）**

・第2次調査は、申請に基づいた内部立入調査となるため、主に罹災証明書交付の際に、判定を不服とした家屋に対し、その場で申請・日程予約を行って訪問した。

第3章 調査の実施



1. 調査員の一日の流れ

第2章で立てた調査計画に従い、調査を実行します。

(この項目で検討する事項)

- ①調査員の一日の流れ
- ②一日のスケジュール

①調査員の一日の流れ

- 朝礼で注意点などを確認した上で、調査に向かいます。調査後は調査票を追記、清書し、調査結果を班長に報告します。
- 調査方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月改定）」に沿って行います。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」には、損傷程度が写真やイラストで示されています。内閣府ホームページには、調査票と記入例が掲載されています。
(ダウンロード <http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyou.html>)。
- その災害で初めて調査に出る前には研修を受講します。

<研修で把握する事項（例）>

- ・採用している調査方法、調査票の記入方法
- ・写真撮影のルール
- ・住民対応のルール
- ・当該自治体で講じられる被災者支援策
- ・その他、地域特性 等

②一日のスケジュール

- 一日のスケジュールとして、a) 伝達ミーティングの開始時間、b) 調査の開始・終了時間、c) 情報共有ミーティングの開始・終了時間を確認します。
 - ◇ 当該災害での調査初日は、まず研修を受けた上で調査に入ります。
 - ◇ 帰庁後の作業について確認します。帰庁後も、一般的には、調査終了建物のチェック、調査票の確認などの作業が必要です。さらに写真データの整理なども行う場合があります。

2. 伝達ミーティング

調査開始に先立ち、調査員全員が集合して伝達ミーティングを行います。

(この項目で検討する事項)

①伝達ミーティングの実施

①伝達ミーティングの実施

●調査員全員が集まって伝達ミーティングを行います。

- ◇ 朝、実施されている例が多いです。
- ◇ 当日の調査範囲、班割、留意事項の伝達等を行います。
- ◇ 判定方法を統一するため、判定方法の確認や変更点・留意点に関する伝達は重要です。

*参考：＜伝達ミーティングでの伝達項目例＞

(前日までの調査実績の報告)

- ・当日の調査地域割
- ・当日の班編成
- ・注意事項の確認（住民対応等）
- ・変更事項の確認（判定方法、調査方法等）
- ・その他、変更点・留意点（支援制度全体のスケジュール、支援制度内容等）

3. 現地調査

被害認定調査における現地調査の流れとして、調査対象の確認、写真撮影、調査結果の記入、調査済証の貼付（交付）、住民対応、調査結果の報告について、それぞれで実施すべき項目について整理します。

（この項目で検討する事項）

- ①調査対象の確認
- ②写真撮影
- ③調査結果の記入
- ④調査済証の貼付
- ⑤住民対応
- ⑥調査結果のチェック・報告

①調査対象の確認

●調査対象について、a) 地図情報との照合を行い、b) 聞き取り調査、c) 調査対象範囲の確定、d) 調査対象範囲の記録を行います。

a) 地図情報との照合

調査対象を示した地図と、調査を行う建物の所在地情報を照合します。

◇ 調査対象が地図にない場合等は、現況に合わせて修正・記録を行います。

b) 聞き取り調査

聞き取り調査により、居住者、所有者の情報、必要な建物情報を把握します。

◇ 聞き取り調査により、居住者、所有者、連絡先を把握します。

◇ 1階と2階の床面積比率により判定結果は変わります。固定資産台帳等により正確な数字が把握できない場合には、聞き取り調査で把握しておくとい良いでしょう（それができない場合は目視による判断となります）。

c) 調査対象範囲の確定

調査対象の範囲を確定します。

◇ 住宅兼店舗のほか、実際は2棟の建物が一見では1棟に見える場合などがあります。罹災証明書交付の基礎となる「住宅」とは、居住実態に基づき判断します。調査対象の範囲の設定の仕方によって判定結果が異なります。

◇ 離れと母屋を一体として一世帯で居住している場合、離れを含めて「1棟」と判定することも可能です。

d) 調査対象範囲の記録

調査対象とした範囲が後で確認できるよう正確に記録します。

- ◇ 何を調査対象とするかは、各自治体の判断となります。調査開始前に、調査対象(住家のみ/非住家含む)、非住家を調査する場合の調査方法について確認をしておきます。
- ◇ 必要に応じて調査対象としなかった建物についても居住実態とあわせて記載しておく、後で確認がしやすくなります。

* 参考：聞き取りを行う際の留意点の例

- ・ 聞き取り相手の住所、氏名、連絡先、調査建物との関係を確認します。
- ・ 聞き取りにあたっては、聴取場所等に配慮するほか、居住者等が供述しようとしなない場合は固執しないようにします。相手の健康状態等にも配慮し、聞き取り調査が不可能と判断される場合は無理しないようにしましょう。
- ・ 一問一答方式として、順序よく把握しましょう。
- ・ 相手の供述内容は、必ずその場で調査票に記載しましょう。相手からの信頼感にもつながります。

※調査開始の文言をマニュアル等で定めておくと、現地調査に不慣れな調査員も開始しやすくなります。

「おはようございます。今から、被害認定調査をさせていただきます。」（被害認定調査概要の紙を渡す）・・・等

* 参考：被害認定調査説明資料の例

住宅の被害認定調査

災害からの生活再建に向けた第一歩として、

被災した住宅の調査を行います。

被害認定とは・・・

被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することをいい、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行されます。

被害の程度とは・・・

住宅の被害の程度については、国で基準が定められています。

住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「半壊に至らない」の4区分で認定を行います。

調査の方法は・・・

被害認定調査については、国で標準的な調査方法が定められています。

具体的には、研修を受けた調査員(市町村の職員等)が、原則として2人以上のグループで、被災された住宅に伺い、住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査します。



(国の調査方法)



(住宅の傾斜の計測)



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

罹災証明書

各種被災者支援措置

罹災証明書とは・・・

罹災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものです。

この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援措置を受ける際に必要となります。

※市町村等により講じられる支援措置は、災害の規模等により異なります。

②写真撮影

●撮影手順に沿って写真撮影をします。

- ◇ 写真データは、判定根拠ともなるものであり、再調査申請があった場合、再調査の必要性の検討のための根拠資料ともなるため、非常に重要です。手ぶれ等に注意して撮影するほか、十分な枚数を撮影すると良いでしょう。
- ◇ 写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理をしやすくするため、撮影の手順は必ず守る必要があります。最初に撮影するものを定めておくと整理がしやすくなります(調査票の調査番号部分等)。

<写真撮影の順序の例(地震の場合)>

撮影順序	撮影項目	備考
1 枚目	・ 調査票番号	・ データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。
2 枚目	・ 建物全景	・ 調査した建物の確認に利用します。全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲などがわかるよう撮影してください。複数枚となっても構いません。 ・ 「一見全壊」判定をした場合は、その判断根拠として示せることができるということを念頭に撮影してください。
3 枚目以降～	・ 被害箇所	・ 被害箇所について撮影してください。基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影するなど後で被害程度が確認できるようにしてください。

<参考：写真撮影の順序の例(水害の場合)>

撮影順序	撮影項目	備考
1 枚目	・ 調査票番号	・ データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。
2・3 枚目	・ 浸水深	・ 浸水深がわかるよう、どこまで水に浸ったかを居住者や調査員が指し示し、メジャーをあてて撮影してください。メジャーは垂直になっているよう留意してください。 ・ 遠近2枚撮影します。 ・ 屋内の撮影の際は、「フラッシュで光りメジャーが確認できない」「手ぶれ」などに注意してください。
4 枚目以降～	・ 被害箇所	・ 水に浸かるだけでなく、土砂等による物理的被害があった場合は写真を撮影してください。

③調査結果の記入

●調査票の記入の仕方にしたがって、調査結果を調査票へ記入します。

④調査済証の貼付

●調査済証がある場合には、調査を終了した建物に貼り付け等をします。

⑤住民対応

●住民から質問等があれば対応します。

- ◇ 研修で説明された内容に沿って対応します。
- ◇ 被災者は、不安、疲れなど苦しい心理状態にあります。また、被災者の方への対応が、ひいては被害認定調査の判断の信頼につながることもあります。被災者の立場にたって真摯にかつ丁寧な対応を心がけてください。

*参考：住民対応の例（兵庫県佐用町）

- ・住民から支援等に関する問い合わせを受けた場合、担当窓口の連絡先を伝え、直接窓口にお問い合わせするよう対応を統一した。
- ・再調査時の調査では、損傷を1点1点、居住者とともに確認しながら調査を行った。

*参考：住民対応の例（石川県輪島市）

- ・内部調査では、調査対象はある程度明確であり、まずは、「判定が必ず変わるものではない」という説明からはじめた。外観目視調査と同時に内部調査を実施せざるを得ない場合は、居住者が一番被害が大きいと思っている場所をきいてみることで、調査への理解を得るようにした。
- ・また、調査方法及び判定結果をその場で説明を行い、住民に納得いただけるよう現地での対応を行った。

*参考：想定問答集

（被害認定調査とは）

- Q. 被害認定調査とは、どんな調査なのですか。
- A. 地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査です。
- Q. 被害認定調査により認定された「被害の程度」は、何に使われるのですか。
- A. 認定された「被害の程度」は、様々な被災者支援策の適用の判断材料となる罹災証明書的基础資料に使われます（被害の程度によって、各種被災者支援策を受けられるかどうか判断されます。）。
- Q. 「被害の程度」の区分にはどんなものがあるのですか。
- A. 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、「被害の程度」は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」とされています。（実施される支援策によっては、必要に応じて区分が増減する場合があります。）
- Q. 全壊、大規模半壊、半壊とは、それぞれどんな被害なのですか。
- A. それぞれ、以下のような被害をいいます（「災害の被害認定基準」等から抜粋）。
- 全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
大規模半壊：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
- なお、具体的な判定に当たっては、次頁表のような数値基準が定められています。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
【損害基準判定】 住家の主要な構成要素の経済的被害 の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

- Q. 被害認定調査は、誰が調査するのですか。
- A. 被害認定の実施主体は、被災した市区町村になります。実際の調査は、被害認定の調査・判定方法について研修を受けた市区町村の職員等が行います。
- Q. 建築の専門家じゃないのに、被害の程度の判定ができるのか。
- A. 専門家でなくても、被害の程度が判断できる調査・判定方法を内閣府で作成しており、その方法により判定している。
- Q. 被害認定調査を拒否するとどうなるのですか。
- A. 被災者の方が調査を拒否されている場合、調査員が強制的に調査を行うことはありません。
ただし、各種支援策の適用の判断の基準となる「被害の程度」を認定する被害認定調査を行わないと、各種支援策の適用要件に合致しているか判断ができず、支援策が受けられない場合があります。
- Q. 応急危険度判定とは違う調査なのですか。
- A. 応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建築士等）が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するものです。
- Q. 応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか。
- A. 応急危険度判定で、「危険」と判断されれば、被害認定でも必ず「全壊」と認定されるわけではありません。
例えば、住宅そのものに被害はないが、隣の家や擁壁が倒れてきそうで危険な住宅は、応急危険度判定では「危険」と判断されることがありますが、被害認定では、「半壊に至らない」となります。
- Q. 保険会社の調査と何が違うのですか。
- A. 住宅総合保険等に加入している住宅が被災した場合、保険金の算定のため、鑑定人が被害額の査定等を行います。
一方、被害認定調査は、各種支援策の適用の判断基準とするため、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合により被害の程度を認定する調査です。

（被害認定調査の調査・判定方法について）

- Q. （風水害の）被害認定調査は、どんな方法で実施されるのですか。
- A. 被災者の立会いのもと、敷地及び住宅に立ち入り、①外観の損傷状況の把握（目視）、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具の損傷の把握（目視）を行います。

- Q. (地震の)被害認定調査は、どんな方法で実施されるのですか。
- A. 調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施されます。第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況の把握(目視)、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎の損傷の把握(目視)を行います。
第2次調査は、第1次調査を実施した住宅の被災者から申請があった場合に実施されます。第2次調査は、第1次調査と同様の調査に加え、被災者の立会いの下、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の把握(目視)を行います。
- Q. 地震被害により外観の損傷に比べ内部の損傷が甚だしいのですが、外観だけの調査で被害の程度が判定されるのですか。
- A. 地震被害により、外観に比べ、内部の損傷が甚だしい場合には、第2次調査の申請をして下さい。調査員が被災された住宅の内部を調査して被害の程度を判定します。
- Q. 補修にかかる費用が非常に高額になる場合は、全壊と判定してもらえるのですか。
- A. 被害認定調査は、住宅の主要な構成要素の経済的被害の全体に占める割合で被害の程度を認定するため、規模の大きい住宅等では、補修に係る費用が非常に高額であっても、全壊と認定されない場合もあります。
- Q. 被害がひどくてとても住めない場合は、全壊と判定してもらえるのですか。
- A. 損壊が甚だしいが、補修により再使用可能なものは半壊とされています。実際には、被害認定調査において算定される住宅の損害割合をもとに被災住宅の被害の程度は認定されます。
- Q. 住宅だけでなく、地盤にも被害があるのですが、住宅の被害認定に反映されるのですか。
- A. 地盤そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。
- Q. 住宅の中の家財道具にも大きな被害があるのですが、被害認定に反映されるのですか。
- A. 家財道具の被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、所得税の軽減等の支援措置を受けられる場合もありますので、税務署等にご相談下さい。

(その他)

- Q. この家に住み続けても大丈夫ですか。(地震の場合)
- A. 被害認定調査は、居住可能かどうかを判定することはできません。別途、建築士等にご相談下さい。なお、当面の使用の可否については、応急危険度判定が、恒久的な復旧方法については、被災度区分判定が参考になります。
- Q. 全壊と判定された住宅は、取り壊した方が良いのですか。
- A. 被害認定調査により認定する被害の程度は、住宅の復旧方法を検討するものではありません。被災した住宅の再建方法については、別途建築士等にご相談下さい。
- Q. 被害認定調査の前に取り壊し/補修を済ませてしまうと、被害認定をしてもらえないのですか。
- A. 住宅の損傷等を確認できなければ、被害を認定できません。取り壊し/補修の前にお住まいの市区町村へご連絡下さい。また、どうしても調査の前に取り壊し/補修を行う必要がある場合には、損傷状況の分かる写真等客観的な証拠を残しておいて下さい。

- Q. 被害認定調査の結果に納得がいかない場合は、どうすればいいですか。
A. 納得がいかない点を明らかにした上で、調査を行った市区町村に再調査の申請を行なうことができます。

【この他、被災自治体での作成が想定される質問例】

- Q. 駐車場や倉庫も調査してもらえますか。
Q. 被害認定調査の結果は、どうやれば知ることができるのですか。
Q. 被害認定調査の結果は、いつ知ることができるのですか。
Q. 被害認定調査の判定の根拠について詳しく知りたいのですが。
Q. どんな支援措置を受けられるのですか。
Q. 住宅の再建について相談したいのですが。

⑥調査結果のチェック・報告

- 調査終了後、帰庁して、他の人が読めるか、書き間違いや計算間違い等がないか、調査漏れがないか等について、調査票をチェックします。
- その他、研修や伝達ミーティング等での指示にしたがってその日の調査の報告をします。

4. 情報共有ミーティング

実施した調査上の課題や問題点、注意事項等を調査員間で共有する情報共有ミーティングを行います。

(この項目で検討する事項)

①情報共有ミーティングの実施

①情報共有ミーティングの実施

●日々、調査実施結果を受けて、a) 情報共有ミーティングの実施と、b) 対応方針の情報共有を行います。

a) 情報共有ミーティングの実施

一日の調査結果をもとに調査実施上の問題点、判断に困った事例等について、情報共有を行い、ミーティングにより対応方針を決定します。

◇ ミーティングで対応を検討する内容としては、実際に調査を行ってみて、判断に困った事例、調査方法が不明確な点、より効率の良い調査方法について、住民からの問い合わせ事項等が考えられます。

* 参考：情報共有ミーティングの内容と時間（石川県輪島市）

■ミーティングの内容

- ・実施済み調査のデータ整理終了後に、応援市町村の職員や大学の有識者も参加してミーティングを実施し、一日の調査を通じて発生した疑問点の解決を行った。
- ・疑問点の解決のほか、翌日の調査予定区域や班編成についても情報共有を行った。

■ミーティングに要する時間

- ・調査開始当初はミーティングに約1時間を要したが、職員が慣れるに従って、5～10分程度にまで短縮された。

b) 対応方針の情報共有

対応方針を調査員全員に周知するため、ミーティングの議事録を記録・公開し、調査員全員で情報共有を行います。

◇ 対応方針を調査員全員に周知し、いつでも確認できるようにするため、ミーティングの議事録は時系列順に壁に掲示するなどの工夫が考えられます。

* 参考：情報共有の方法（石川県輪島市）

- ・ミーティングの結果は議事録を元にQ&Aとして整理し、調査員全員で問題共有できるように工夫した。

5. 調査結果の整理

調査結果を整理する方法を検討します。また、被害規模の大きい場合には入力班を設置します。

(この項目で検討する事項)

- ①写真データの管理
- ②調査票の整理とデータ入力

①写真データの管理

●デジタルカメラの写真データをパソコンに入力し、管理します。

- ◇ デジタルカメラの形式が違くと、個別にケーブルやソフトが必要となるので、注意が必要です。
- ◇ 写真データは罹災証明書交付時などに参照する場合がありますので、すぐに取り出せるよう管理する必要があります。

*参考：応援人材の写真データ保管（兵庫県佐用町）

- ・応援人員にデジタルカメラの準備も依頼したため、現地調査を行った人員が写真データ保管まで行った。

*参考：資機材準備班の写真データ保管（新潟県柏崎市）

- ・写真データをパソコンに取り込み、調査番号と同じ名前のフォルダを作成し、その中に保管した。併せて翌日のデジタルカメラの準備を行った。

②調査票の整理とデータ入力

●調査票を整理し、入力します。

6. 翌日への準備

「第2章 被害認定調査の実施計画」で設定した役割分担に従って、翌日の調査の準備を行います。

(この項目で検討する事項)

①翌日の調査準備

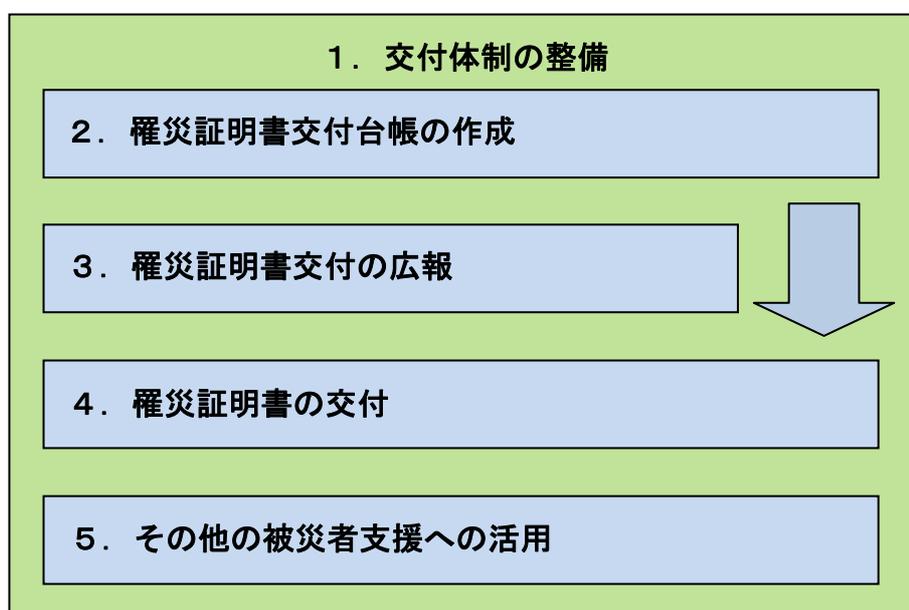
①翌日の調査準備

- 翌日使用する調査票やデジタルカメラなどの資機材が使える状態にあるかを確認し、準備します。
- 当日の調査終了範囲と、翌日の調査班数が確定し、翌日の調査範囲が決まったら、翌日の調査対象の地図を準備します。

<準備が必要な主な調査資機材>

名 称	備 考
調査票	・調査日、調査担当者、住所など、あらかじめ記入可能な部分を埋めておくことと現地での調査が効率的に行えます。
デジタルカメラ	・空き容量の確保 ・充電 ・時計を正確にセットしておくことにより、後日、調査票との整合性がとりやすくなります。
調査対象地図	・翌日の調査対象に該当する地図をコピーし、調査範囲を明記します。

第4章 罹災証明書の交付について



1. 交付体制の整備

ここでは、まず、罹災証明書交付手順や交付のための人員の確保など、罹災証明書を交付するための体制を整備します。また、あわせて罹災証明書等の様式について定めます。

(この項目で検討する事項)

- ①交付部署（必要なデータの収集・整理と交付を行う部署）の決定
- ②交付のための人員確保
- ③交付手順の決定
- ④罹災証明書等の様式

①交付部署の決定

- 罹災証明書を交付する部署について、地域防災計画で定めている場合は、その部署が担当します。定めがない場合には、担当課を設定します。

- ◇ 住民基本台帳情報の閲覧や、家屋情報を確認するために固定資産税台帳を閲覧することが多いことから、過去の被災事例では主に税務課が担当しています。
- ◇ 一方で税務課職員だけで十分な人数を確保できない場合には、被害認定調査と罹災証明書の交付などの間で役割分担をしている例が見られます。

*参考：罹災証明書交付の役割分担（兵庫県佐用町）

- ・ 個別の調査票（調査結果）管理や、住民相談対応は住民課が対応した。罹災証明書交付、会場手配・支庁との連絡調整は災害復興対策室が担当した。
- ・ 交付時間短縮のため、事前に罹災証明書を出力し公印を捺印しておき、交付時点で、交付日を手で記入し即日交付した。

②交付のための人員確保

- 罹災証明書を交付するために必要な人員数について、会場数や会場の規模、用意できる設備等も勘案して設定します。

- それらの人数を担当課で確保できない場合、応援人員を確保します。

- ◇ 罹災証明書の交付は、住民への相談対応や住民基本台帳情報の閲覧などが発生するとともに、長期化する傾向にあります。そのため、都道府県や他市町村からの応援ではなく自市町村の中で人員を確保するか、都道府県や他市町村からの応援人員を活用する場合には、直接住民と接しないバックヤードでの作業などが考えられます。
- ◇ 過去の事例では、交付業務及び関連する対応業務が長時間にわたるほか、相談対応等により職員が疲弊することが、大きな問題として指摘されており、交代要員も含めた体制の構築が必要です。

<罹災証明書交付に必要な役割>

役割	概要
総括責任者	罹災証明書の交付について、全体の作業の調整などを担当します。概ね1名程度を想定します。
申請者の誘導・整理・記入支援	申請者に対して整理券を交付したり、受付までの会場内での誘導を行います。また、申請書記入の支援を行います。被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね3～5名程度（あるいはそれ以上）を想定します。
申請書の受理と検索	申請者から申請書を受取り、必要な事項を確認し、被害認定結果について検索を行います。被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね3～5名程度（あるいはそれ以上）を想定します。
罹災証明書の出力・交付	検索結果をもとに罹災証明書を出力し、その内容を申請者に確認の上、交付します。被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね3～5名程度（あるいはそれ以上）を想定します。
不明検索	申請書を受取り、被害認定結果について確認できない場合に、調査票の原本などをもとに再検索します。被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね3名程度（あるいはそれ以上）を想定します。
相談対応	再調査依頼や判定結果に対する相談など、各種相談に対応します。被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね2～3名程度（あるいはそれ以上）を想定します。

※交付の具体的な手順は「4. 罹災証明書の交付」(p85)で記載

<罹災証明書の交付体制(役割と人数)(新潟県小千谷市)>

		総数	市職員	派遣職員	ボランティア
申請者の誘導・整理・記入支援	駐車場係	7	1	1	5
	整理券配布係	3	1	2	-
	申請用紙交付係	2	1	1	-
	記入補助係	2	1	1	-
申請書の受理と検索	受付係	8	8	-	-
	検索程度記入係	4	4	-	-
罹災証明書の出力・交付	程度伝達係	4	2	2	-
	押印連番係	2	1	1	-
	入力係	2	1	1	-
不明検索	不明検索係	3	3	-	-
相談対応	相談係	3	3	-	-
	計	40	26	9	5

注)1次調査完了後の交付時。

資料)「新潟県中越大地震小千谷市の記録」(新潟県小千谷市)

③交付手順の決定

- 罹災証明書を交付する際には、まず、a) 交付対象者、b) 交付枚数、c) 交付方法、d) 会場数、e) 交付時期、f) 交付手数料を決定します。

a) 交付対象者

交付対象者は、被災者再建支援法では居住者世帯主が対象となりますが、所有者に交付している例もあり、以下から選択します。

■居住者世帯主のみ／居住者世帯主と所有者

- ・ 居住者世帯主のみ：居住者世帯主にのみ交付します
- ・ 居住者世帯主と所有者：賃貸物件などのように所有者と居住者世帯主が異なる場合両者に交付します。

	メリット	デメリット
居住者世帯主のみ	交付枚数が限定でき、また所有確認などの手間が不要となる。	所有者と居住者世帯主が異なる賃貸物件などの場合、所有者は別途保険申請のために何らかの証明書の交付を希望することが多く、別途対応の検討が必要となる。
居住者世帯主と所有者	被災者再建支援法以外の各種支援策を講じる上で、あらかじめ居住者及び所有者の双方に証明書の交付が可能となる。	所有者確認などの手続きが必要となるほか、交付枚数が増加する。

- ◇ 保険の関係等から、居住者だけではなく、所有者にも交付している例が多くみられます。

* 参考：居住者及び所有者への交付の例（兵庫県佐用町）

- ・ 保険支払いの関係から居住者と所有者の双方に交付している。

- ◇ なお、居住者及び所有者以外の関係者として、占有者や被保護者、保険金受取人その他必要と認めるものについて交付するとしている例もあります。
- ◇ 『世帯主』について、基本的には住民基本台帳に基づき、そこに記載された世帯主に対して交付することになります。ただし、過去の被災自治体の事例では、地区内の別の場所に転居し住所変更をしていないため住民基本台帳の住所と異なっているといった世帯のほか、住民登録をしていない世帯、外国人登録をしていない外国人世帯（滞在期間が90日未満等）などが発生しています。自治体として、これらの世帯に対する対応を定める必要が生じます。
- ◇ これらの他、過去の被災自治体の事例では、住民基本台帳上は同一世帯であるが、離れ等に別居住しており、生計も別になっている世帯（世帯分離）の取り扱いについて

でも検討する必要が発生しています。世帯分離については支援内容に直結する内容となるため、取り扱いを厳密に定め、ルールに沿って対応することが、被災者(申請者)とのトラブルを防止するためにも重要です(詳細は「4. 罹災証明書の交付 ③罹災証明書交付業務の流れ」(p87)を参照)。

- ◇ なお、こうした世帯確認は、罹災証明書交付後、被災者生活再建支援法に基づく支援申請を受け付ける際にも行う必要があるため、罹災証明書交付時と支援申請受付時とで、齟齬がないようにしておくことが必要です。
- ◇ その他、被災後に転居した世帯への対応について検討する必要があります。

*** 参考：同一世帯内での別居の取り扱い例（兵庫県佐用町）**

・住民基本台帳上同一世帯であっても離れ等で別に居住している場合には、民生委員による証明の添付が可能であった場合のみ、別々に罹災証明書を交付した。

*** 参考：同一世帯内での別居の取り扱い例（新潟県小千谷市）**

・内部基準を作成し、具体的な事例を想定して該当・非該当を定めた。市町村向けQ&Aが県ホームページに掲載され、世帯分離が積極的に受け入れられるように誤読された結果、多数の申請が持ち込まれた。一度受け取ってしまうと返却できないため、内部基準に適合しないものは、あくまでも同一世帯として処理した。

- ◇ 居住者については世帯主だけではなく、世帯構成員にも交付することも想定されますが、世帯主へのみの交付とする方が交付枚数を減らすこともでき、交付事務が膨大になることを防ぐことができます。

b) 交付枚数

●交付枚数については世帯につき1枚のみ交付する場合と、申請枚数分交付する場合があります。原則世帯につき1枚とします。

■世帯につき1枚／世帯につき複数枚

- ・世帯につき1枚：世帯主名義で世帯につき1枚のみ交付
- ・世帯につき複数枚：世帯主名義で希望枚数交付もしくは希望名義で希望枚数交付

	メリット	デメリット
世帯につき1枚	交付枚数が少なくなり交付事務が膨大になることを防ぐことができる。また複製による不正利用の防止等につながる。	被災者が各種支援策を申請する際に、別途原本証明を行う必要がある場合がある。
世帯につき複数枚	被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援以外にも必要なものを入手することができる。	交付事務が膨大になるほか、複製等による不正利用も行いやすくなる。

- ◇ 複製による不正利用の防止や交付事務が膨大なることを防ぐ観点から、交付枚数は1枚とすることが望ましいと考えられます。
- ◇ 交付枚数を1枚としたときは、必要時はコピーを使用するよう依頼しますが、被災者が各種申請を行う際にどうしても必要な場合には、原本証明を行うことで対応している例もあります。

c) 交付方法

交付の方法については以下の組み合わせから決定します。

■会場による交付のみ実施／会場と郵送による交付を実施

- ・ 会場のみ：交付会場を設定し当該会場でのみ罹災証明書を交付します。
- ・ 会場と郵送による交付：会場での交付に加えて郵送により罹災証明書を交付します。
 - ◇ 住家の滅失のために遠隔地の親族宅等に避難している被災者に対する利便性を勘案すると、郵送による交付があることが望ましいですが、罹災証明書の交付は短期間で大量の事務手続きが発生するため、会場での交付体制を確立した上で、さらに郵送による対応が可能であるかどうかの人員配置について検討し、決定することが必要です。
 - ◇ 郵送の場合には、申請書と同様の内容の他、申請者の現住所や連絡先、返信用封筒や本人確認書類の写しなどを申請者から送付いただいたうえで、対応することとなります。

d) 会場数

会場について何ヶ所設定するかを検討します

■1箇所／複数箇所

- ・ 1箇所：交付会場を市内で1箇所（例えば市役所など）設置し対応します。
- ・ 複数箇所：交付会場を市内で同時に複数箇所設置します。

	メリット	デメリット
1箇所	会場確保や会場準備などが複数箇所と比較して容易	被災者数が多い場合に相当な混雑が予想される他、地域的な広がりがある場合に被災者に負担がかかる。
複数箇所	被災者数が多く大規模な会場が確保できなくても、効率的に処理することが可能である。	会場の確保や人員確保が困難

- ◇ 被災地域内の被災世帯数や地域的な広がりをもとに、交付会場を1箇所とするのか、複数箇所とするのかを検討します。
- ◇ 交付会場の確保は困難を伴うことも多く、また、一会場当たりの人員確保も困難である場合があるなど、交付会場を増やす場合には慎重な検討が必要です。
- ◇ 一方で、大勢が集まれる場所を確保することが難しい場合には、複数会場を設定します。その場合、当初は複数会場を設定し、ある程度罹災証明書の交付が進んだ段階で、会場を一箇所にするという考え方もあります。

*** 参考：交付会場を複数設置した例**

- ・合併した市町村の場合で、合併後間もない場合は本庁と旧町村エリアでわけて交付した。（石川県輪島市）
- ・被災者の最寄りの会場を確保するため、被害程度の大きい地区において複数の会場を設置した。（兵庫県佐用町）

e) 交付時期

被害規模、特に罹災証明書を交付することが必要な世帯数や地域的な広がりにも配慮して決定します。特に交付会場が少なく被災世帯数が多い場合には、交付希望者が一時期に集中しすぎないように、必要に応じて地区ごとに交付時期を調整するといったことも検討します。

- ◇ 交付時期を調整する場合、被害認定調査が全地区完了してから、地区別に交付日を限定する考え方と、被害認定調査が終了した地区から交付することで、交付時期を調整する考え方があります。

*** 参考：交付時期を地区ごとにずらした例（新潟県柏崎市）**

- ・交付当初は希望者が一時期に集中しないように、地区別に交付日を限定すると共に、交付日当日も整理券を配布して、整理券の番号ごとに受付時間を設定した。

f) 交付手数料

交付手数料については、過去の災害例では、無料となっています。

④ 罹災証明書等の様式

● 罹災証明書の交付のために、a) 罹災証明申請書と b) 罹災証明書の様式を設定します。

a) 罹災証明申請書

罹災証明申請書について、b)の罹災証明書の内容にそって、概ね以下の内容を盛り込むことが必要となります。

- ◇ 罹災証明申請書については、罹災証明書をまとめた様式にしている例もみられます。その場合、上部に申請者等を記載し、下部に罹災証明書の内容を記載する様式となります。
- ◇ また、下記以外にも、罹災証明書を複数枚交付する場合には必要部数を、その他、利用目的や証明書の提出先を記載する欄や、罹災者と罹災物件の関係、本人以外が申請する場合の委任欄などを記載している例などがあります。

< 罹災証明申請書の主な項目 >

- ・ 申請者の住所／氏名／連絡先
- ・ 罹災年月日
- ・ 罹災場所（住所）
- ・ 世帯主氏名／世帯構成員氏名
- ・ 罹災原因

b) 罹災証明書

罹災証明書は法令に基づく支援策以外の様々な支援策にも利用されます(『第1章2.2) 罹災証明書に基づく様々な被災者支援策』(p5)参照)。これらに対応することを想定すると、概ね以下のような内容を盛り込むことが必要となります。

- ◇ 罹災証明書は被災者生活再建支援法に基づく支援制度以外にも、様々な支援に用いられます。その際に、世帯主の名前だけであると支援申請のたびに住民票の添付が必要となるため、世帯主だけではなく、世帯構成員の氏名が掲載されるほうが、被災者にとっての利便性は高まります。
- ◇ また、下記以外にも、罹災証明書には、建物の所有区分や本人居住の有無、証明書の利用目的などの記載欄がある例もあります。また、住家以外の建物に対して交付する場合には、その建物の用途を記載する場合があります。

< 罹災証明書の主な項目 >

- ・ 罹災年月日
- ・ 罹災場所（住所）
- ・ 世帯主氏名／世帯構成員氏名
- ・ 被害の程度
- ・ 罹災原因

2. 罹災証明書交付台帳の作成

罹災証明書を交付するために、必要なデータを収集し、それらと被害認定調査結果をあわせた「罹災証明書交付台帳」を必要に応じて作成します。

(この項目で検討する事項)

- ① 罹災証明書交付台帳の作成のためのデータ取得
- ② 罹災証明書交付台帳の作成

(罹災証明書交付台帳とは)

- ・ここでは、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査の結果などを整理した台帳を「罹災証明書交付台帳」としています。

① 罹災証明書交付台帳の作成のためのデータ取得

- 罹災証明書は原則として災害発生場所の建物居住世帯に対して交付される（申請は所有者も可能）ものですので、被害認定調査結果の他に、その建物に居住（もしくは所有）している世帯の構成員全員の情報（どの世帯に属する誰がその建物に居住しているのか）を把握します。
- また、世帯構成全員について氏名、世帯主との続柄、性別、生年月日を把握します。
 - ◇ 住民基本台帳データを活用する場合、災害発生日のデータを活用することが必要となります。また、住民票に記載のないまま転入したり、住民票と異なる場所に住んでいる場合には、災害発生日に当該家屋の住民であったことを確認することが必要です。その場合、公共料金の領収書や賃貸住宅の契約書等を確認することとなります（実際の交付の際の手順は『4. ③ 罹災証明書交付業務の流れ』(p87)を参照）。

② 罹災証明書交付台帳の作成

- ①で整理した情報をもとに、罹災証明書交付台帳を作成します。
- 罹災証明書交付台帳は、被災規模が小さく罹災証明書の交付件数が少ないと想定される場合には、エクセル等のアプリケーションを活用することも可能ですが、被災規模が大きい場合には何らかのデータベースシステムを構築することも検討します。
 - ◇ こうした罹災証明書交付台帳のデータは、さらに建物に関する情報や、要介護状態の有無や各種支援制度の活用状況に関する情報などと合わせることで、その後の各被災者生活再建支援策の基礎情報ともなります。有効な支援を行う観点から、適切な手続きや処理を行った上で、支援を行う各部署が情報を活用できる体制を構築していくことが望ましいと考えられます。

3. 罹災証明書交付の広報

罹災証明書交付のための広報を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①罹災証明書交付のための手続きの広報
- ②支援措置の広報

①罹災証明書交付のための手続きの広報

- 罹災証明書の交付開始日、交付会場、罹災証明書交付申請のために必要な持ち物について広報します。

◇ 他の自治体に避難している世帯も想定されるため、HPや都道府県の広報、マスメディアなど各種メディアを利用すると良いでしょう。

②支援措置の広報

- ①と併せて罹災証明書により受け取ることができる支援内容、相談窓口などを広報します。

4. 罹災証明書の交付

実際の罹災証明書の交付を行うため、罹災証明書交付会場の設営を行います。また、罹災証明書交付業務の流れについて整理します。

(この項目で検討する事項)

- ①罹災証明書交付会場と必要資機材の確保
- ②罹災証明書交付会場の設営
- ③罹災証明書交付業務の流れ
- ④調査結果の確認申請

①罹災証明書交付会場と必要資機材の確保

- 罹災証明書を交付する会場については、以下のような条件をみたすような施設を、「1. 交付体制の整備」で検討した会場数だけ確保します。

◇ 会場数を複数設ける場合には、1会場当たりの申請者数は少なくなります。会場が一ヶ所である場合には、大きなスペースが確保できる施設が必要となります。

<罹災証明書交付会場の規模や条件>

- ・罹災証明書交付台帳をシステム化している場合には、当該システムが稼働可能であること。システム化していない場合でも、庁内LANに接続可能であり、住民基本台帳ネットワークなどの基本情報や、調査結果の照会などに対応するために必要な情報が閲覧可能であること。
- ・パソコンなど必要な什器が整備されているか、搬入が容易な箇所であるとともに、必要な電源が確保されていること。
- ・大勢の人が同時期に集まっても十分な空間があり、安全を確保することができること(特に後述するように、申請書記入、交付、相談などの窓口が複数設けられるスペースがあることが望ましい)。

- 罹災証明書交付会場に、交付に必要な資機材を搬入します。申請書を記入するための机や待合スペースの椅子等の他、パソコンやコピー機、プリンターなどの機器類や電話、罹災証明書の申請書などが基本資材として必要となります。

- 罹災証明書交付台帳を作成している場合でも、データベースの入力漏れ等が発生する場合があります。

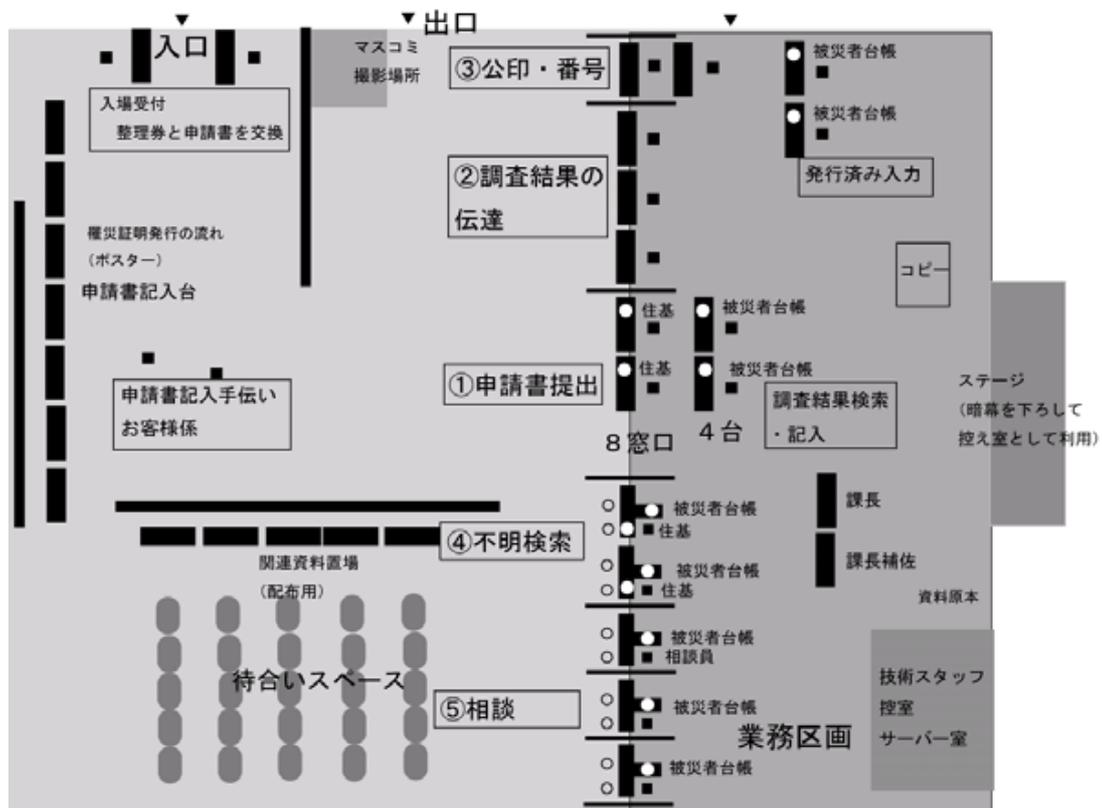
◇ その他、生活再建支援制度の案内を行う場合には関連する資料を用意します。また、後述するように、整理券等による受付を行う場合には、それらに必要な整理券や受付案内板、拡声器が必要となります。

②罹災証明書交付会場の設営

●罹災証明書会場の設営を行います。会場では「申請書の記入場所」「申請書の提出窓口」「調査結果の提示と罹災証明書の交付スペース」「判定に関する相談スペース」「職員が休養するためのバックヤード」といった場所を確保する必要があります。

- ◇ 会場レイアウトを検討する場合には「申請エリア」と「業務エリア」を区分すると共に、短時間で手続きが済むもの（再申請手続きなどがない場合）は入り口／出口付近で手続きが終えられるようにし、そうでない場合には会場の奥まで進んでもらうようなレイアウトとなるようにします。
- ◇ 待合スペースなどに、生活再建支援制度に関する紹介パンフレットなどを掲示・配布するほか、判定方法の概要やQ&Aを掲示すると、申請者の理解も深まります。

※参考：罹災証明書交付会場のレイアウト例（新潟県小千谷市）



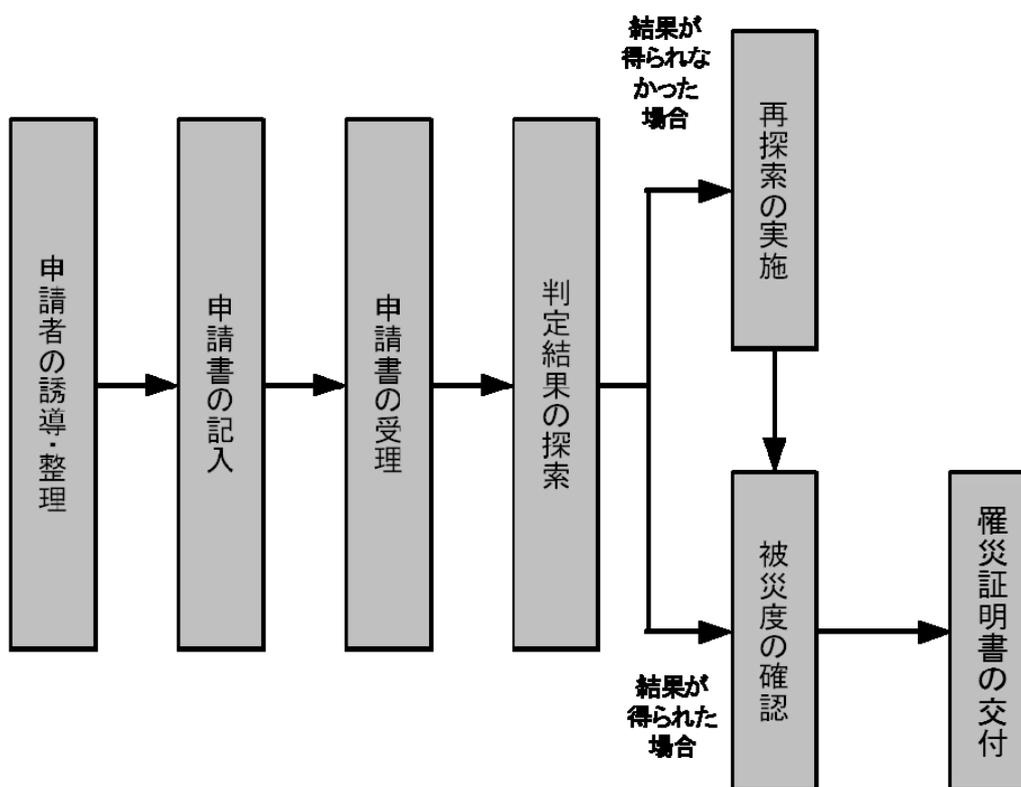
出典)「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について—事例と例示」(内閣府 平成19年度)

③罹災証明書交付業務の流れ

- 罹災証明書交付業務は、大きく a) 申請者の誘導・整理、b) 申請書の記入、c) 申請書の受理、d) 判定結果の探索、e) 被災度の確認、f) 再探索の実施、g) 罹災証明書の交付、h) 第2次調査申請（地震の場合）、の8段階から構成されます。

- ◇ これらは過去の災害における事例から想定した業務フローです。
- ◇ 被災自治体でこれらの内容をもとに検討し、また、実際に運用していく中で都度改訂していくことが望ましく、一日の業務の終了後にミーティングを行い、改善を行っていく必要があります。

(罹災証明書交付業務の流れ)



a) 申請者の誘導・整理

申請者の混乱を防ぐためにも、申請者に対して、先着順に整理券を交付します。

- ◇ 整理券を交付した場合、整理券番号によりおおよその待ち時間を周知すると、申請者の負担軽減にもつながり、また会場の混雑や混乱の緩和につながります。

b) 申請書の記入

会場に入場した申請者に対して、申請書を配布し、必要事項を記入して頂きます。

この際、申請書の記入方法について説明するとともに、調査済票を配布している場合には、調査済票を受付時に提出するように伝えます。

c) 申請書の受理

整理券の番号順に、窓口へ誘導します。

窓口では、申請書を受理すると共に「申請者の本人確認(身分証明書の確認)」「該当建物の確認(所在地等の確認)」「世帯構成を確認(発災時の世帯構成員の確認)」の3つの確認を行います。特に、住民登録と現状が異なる場合には、公共料金の領収書等、現状について証明できる書類により確認を行います。

d) 判定結果の探索

確認が終わった後、「2. 罹災証明書の交付準備」で作成した罹災台帳から判定結果を検索します。

- ◇ 検索してもすぐに結果が得られなかった場合などは、入力漏れなどの理由が想定されるため、別の窓口で再探索を実施します(次のf)を参照)。

e) 被災度の確認

被災度を申請者に提示します。

申請者が納得した場合には、罹災証明書の交付に、納得できなかった場合には相談対応に進みます。

- ◇ 現地で被災度を伝えている場合は、その内容と合致しているかの確認を行います。

f) 再探索の実施

申請書を受理した結果、内容が確認できなかった場合には、必要に応じて調査票原本などから再探索を実施します。

再探索の結果、内容が確認できた場合には、e)と同様に被災度を申請者に提示し申請者が納得した場合には、g) 罹災証明書の交付に、納得できなかった場合にはf) 相談対応に進みます。

g) 罹災証明書の交付

判定結果に申請者が納得した場合、罹災証明書のデータを入力し、罹災証明書を交付した後、公印を押印します。

- ◇ 公印は印刷できるようにしておくと、交付の手間が簡便化されます。
- ◇ 罹災証明書の用紙は、複製利用ができないように、住民票や印鑑証明書の用紙を転用します。また、交付を1通とする場合には、原本は保管し、コピーを利用するように説明します。
- ◇ 罹災証明書の交付に合わせて、支援措置の案内などを行うと、被災者にとってもその後の生活再建をスムーズに行うことができ、効果的です。

h) 第2次調査申請（地震の場合）

判定結果に納得しない申請者に対して、被害認定調査結果を改めて説明します。それでも納得できない場合、地震被害の場合には第2次調査の受付を行い、あわせて第2次調査の日程を決定します。

それ以外の場合には次の「④再調査依頼の受付」で対応します。

◇ 必要に応じて、被害認定調査結果の説明や、様々な相談を受け付けます。

④再調査依頼の受付

- 調査結果を受けて、被災者が判定結果に納得しない（地震第2次調査、水害、風害）場合は、再調査依頼の受付を行います。
- 再調査依頼については、依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。再調査に基づいた判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。

5. その他の被災者支援への活用

被害認定調査結果は、罹災証明書の交付だけではなく、被災者生活再建支援法以外の税減免措置等の様々な支援策に活用可能です。各自治体独自の制度も含めて、活用可能な被災者支援策を整理し、被災者への支援を展開するかどうかについて検討します。活用する場合、被災者の総合的な支援のために必要なデータを収集し、「被災者台帳」を作成すると、支援がより効率的・効果的に実施できることから、その作成についても必要性を検討し、必要がある場合には作成します。

(この項目で検討する事項)

- ①被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理
- ②被災者台帳作成の有無の検討
- ③被災者台帳の作成のためのデータの決定と取得
- ④被災者台帳の作成

①被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理

●被害認定調査結果を活用可能な被災者支援制度を整理します。

◇ 被災者支援策は、税の減免や義援金の支払い、廃棄物の処理など多種多様な内容があるため、漏れがないように庁内横断的に把握するようにします

*参考：住宅に被害を受けた被災者に講じられる被災者支援措置（新潟県小千谷市）

(担当部局の名称はH16年度の名称)

メニュー	担当部局	実施時期	必要な区分(住家被害)
住宅応急修理制度	都市開発課	1月以内 実際は翌年3月まで延長 (6ヶ月)	全壊、大規模半壊、半壊
住宅応急仮設住宅	都市開発課	着工が20日以内	全壊、大規模半壊、半壊
災害援護資金の貸付	総務課	償還期間10年	全壊、半壊
被災者生活再建支援制度	都市開発課	37月間	全壊、大規模半壊、半壊
義援金	健康福祉課 高齢福祉課	4ヶ月後等、4回 (H17.2/16等4回)	全壊、大規模半壊、半壊、 一部損壊
地方税等の減免	税務課	—	全壊、大規模半壊、半壊
国民健康保険一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
老人医療一部負担の減免	市民生活課	3ヶ月後まで (H17.1.22まで)	全壊、大規模半壊、半壊
廃棄物の処理	市民生活課	3年5ヶ月後まで (H20.3.31)	全壊、大規模半壊、半壊
災害公営住宅	建設課		全壊、大規模半壊世帯等
小千谷市地震災害特別資金貸付制度	商工観光課	5ヶ月後まで (H20.3.31)	中越地震により事業所に被害あり
確認申請手数料の減免	建設課		中越地震に関するもの

資料) 新潟県小千谷市提供資料

②被災者台帳作成の有無の検討

●①で検討した被災者支援制度に基づいた支援を行う上で、被災者台帳を作成するかの検討を行います。

- ◇ 被災者台帳は、支援状況や被害状況を一元的に把握できるため、特に被災規模が大きい場合には、総合的な被災者支援を行う上で有用です。
- ◇ ただし、被災者台帳を作成する場合、データの取得に一定の手続きや手間がかかるだけでなく、大量のデータを扱う場合には電算システムの構築も検討する必要があり、その場合には相当の費用・期間が必要となります。そのため、被災規模や自治体の状況に応じて、台帳作成の有無を検討する必要があります。

(被災者台帳とは)

- ・ここでは、罹災証明書の交付だけではなく、様々な支援策の実施状況の管理や、支援対象者であるにもかかわらず、支援を受けていない被災者に対して、行政から積極的に支援情報を提供するといった、より効果的・効率的な被災者支援を行う上で必要な情報を網羅的に整理した台帳を「被災者台帳」としています。

③被災者台帳の作成のためのデータの決定と取得

- ②の検討の結果、被災者台帳を作成する場合、税減免措置等に対応する上で a) 建物に関する情報を取得します。
- また、その他各種支援策を行う上で、支援対象者を抽出・把握するために、b) その他の罹災世帯や個人に関する要支援情報などを取得します。

a) 建物に関する情報

被害調査の結果と関連づける建物に関する情報は、今後の固定資産税減免手続きも想定して、主に固定資産税の課税台帳を活用し、建物の建築年度や構造、所在地などのデータを把握します。

ただし、外観が1つの建物であっても建築年度や構造別で別の棟として登録されている場合や、課税されない建物、登記されていない建物などへの対応が必要となります。

b) その他の罹災世帯や個人に関する要支援情報など

各種支援に活用するためには、その支援対象者の抽出に必要な情報(例:要介護状態の有無等)や、各種支援制度の活用状況などのデータを取得することとなります。

実際の支援実施担当課と調整の上、必要なデータを決定の上、取得します。

*** 参考：被災者台帳の積極的な活用事例（新潟県柏崎市）**

- ・被災者生活再建支援法が2007年11月に改正されたことを受け、国の支援金の受給要件が変更となった。また、国に合わせて、県の支援金でも受給要件が緩和されたため、差額支給が発生した。こうした状況を踏まえて、整備していた台帳をもとに受給資格の再審査を行い、受給対象者を同定の上、対象者に必要な手続きについて通知をした。
- ・また、国・県の支援金の受給資格がある（半壊以上の被害である）にもかかわらず申請を行っていない被災者の同定を行い、未申請世帯に対して受給資格がある旨の通知を行った。さらに、復興基金事業補助などを利用する被災者の被災状況の把握についても罹災台帳を活用した。

資料) 「被災者基本台帳に基づいた一元的な被災者生活再建支援の実現－2007年新潟県中越沖地震災害における「柏崎市被災者生活再建支援台帳システム」の構築－」（井ノ口宗成、林春男、田村圭子、吉富望）（地域安全学会論文集 No. 10、2008. 11）

④被災者台帳の作成

- ①で整理した情報をもとに、被災者台帳を作成します。
- 被災者台帳は庁内で横断的に利用することが想定されるものですので、紙台帳による構築だけではなく、必要に応じて、何らかのデータベースシステム（電算システム）を構築することも検討します。
 - ◇ 有効な支援を行う観点から、適切な手続きや処理を行った上で、支援を行う各部署が情報を活用できる体制を構築していくことが望ましいと考えられます。
 - ◇ なお、データベースシステム(電算システム)を開発する場合には一定の期間と費用が必要となります。

*** 参考：被災者台帳の作成例①（都道府県事例）**

データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考	
建物マスタ	建物コード	コード番号	市町村税務担当課	建物を特定するコード	
	建物枝番	複数棟がある場合の棟番号	市町村税務担当課	建物を特定するコード	課税台帳に記載のない建物に留意
	所在地	町名・地番・住居表示	市町村税務担当課	り災証明書に記載	
	建物の位置	地図データ	GISデータ	GISシステム上に位置付け	GISを利用できる場合
	建築年度	建物が建った年度	市町村税務担当課	現地確認	
	構造	木造・軽量鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の別	市町村税務担当課	現地確認	
	用途	住家・非住家の別	市町村税務担当課	り災証明書に記載	
	面積	建物の床面積	市町村税務担当課	現地確認	

データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考	
土地マスタ (GISを利用できる場合)	所在地	町名・地番	市町村税務担当課	り災証明書に記載	
	地図上の位置	X/Y座標	GISシステム	被災者に対象物件を確認する	

災害に関する支援の多くのメニューが、災害発生当日の世帯、個人要件で決定されることから、世帯に関するデータ、個人に関するデータは、災害発生時の当日のデータと、最新のデータの2セット必要

データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考	
世帯マスタ	世帯コード	世帯コード（被災時・現在）	市町村住民課	世帯を特定するコード	1.世帯分類なし、2.世帯分離元、3.世帯分離先に分類し、世帯分離元及び分離先については新たにコードを付与する ※世帯分離先については複数になる可能性があることに留意
	住 所	災害発生時の住所	市町村住民課	り災証明書に記載	
	建物コード	居住する建物のコード	無ければ災害時入力	り災判定	
	居住形態	持ち家・借家の別	無ければ災害時入力	各種の被災者支援策	・り災証明書は原則居住者に発行 ・被災者生活再建支援制度は居住者が対象
	母子・父子世帯	該当するか否か	市町村福祉関係課	各種の被災者支援策	
	生活保護世帯	該当するか否か	市町村福祉関係課	各種の被災者支援策	義援金の配分や要保護者のケアチーム編成、住宅の応急修理制度の実施等に把握しておく必要がある

世帯人数、世帯収入等は、次の個人マスタのクエリから得られる。

	データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考
個人マスタ	個人コード	住民番号	市町村住民課	各個人に付与	
	世帯コード	世帯コード	市町村住民課	各世帯に付与	
	町名コード	町名コード	市町村住民課	各町・大字に付与	
	統柄コード	統柄コード	市町村住民課	各個人に付与し、世帯主との関係を明確にする	世帯分離があった場合、分離前とは統柄が変わる場合があるので注意する
	収入	合計所得金額	市町村税務担当課	支援内容の判定	災害救助法の応急修理制度で年収要件がある
	就学状況	所属校	市町村学校教育課	長期避難による転校等	
	要介護状態	要介護状態 ※就床の常況にある複雑な要介護者については、災害救助法による「住宅の応急修理」の適否の基準となる。障害種別・等級については、P83参照	市町村福祉関係課	支援内容の判定	義援金の配分や要介護者のケアチーム編成、住宅の応急修理制度の実施等に把握しておく必要がある
	障害者	障害の種別・程度 ※災害救助法による「住宅の応急修理」の適否の基準となる。障害種別・等級については、P83参照	市町村福祉関係課	支援内容の判定	
	特殊疾病等患者	病名等	市町村福祉関係課	支援内容の判定	
	父母のいない児童	家族構成	市町村福祉関係課	支援内容の判定	
	外国人登録	氏名・性別・生年月日	市町村住民課	り災証明書に記載 各種の被災者支援策	
住民登録の有無	り災証明書を発行する市町村における住民登録がなされているかどうか	住民登録がない場合、新たに入力が必要	住民登録している者以外の被災者をフォローする	住民登録がない者については、公共料金の領収書等で居住の事実を確認	

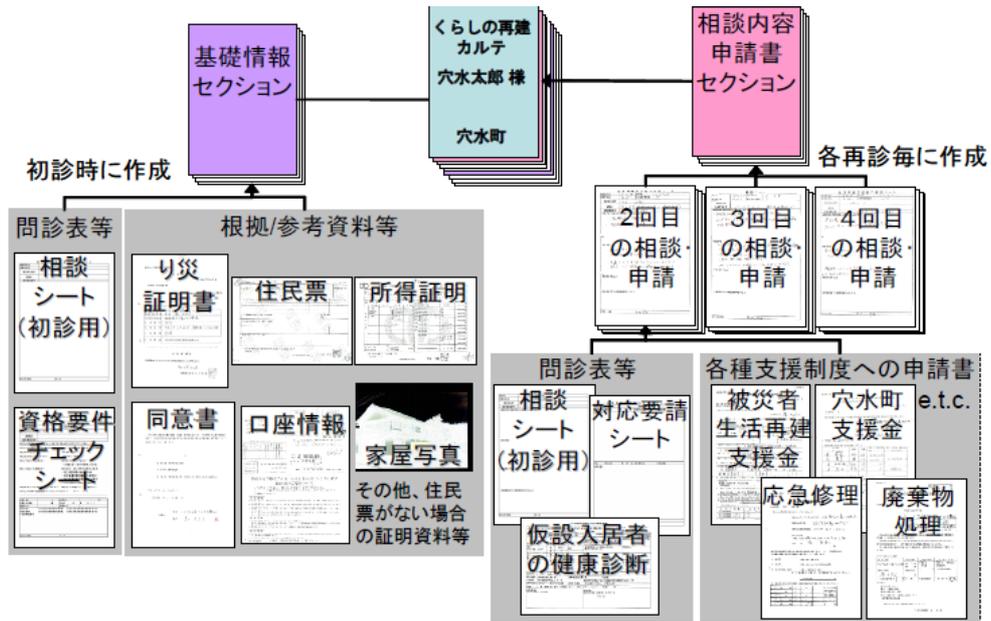
	データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考
調査マスタ	調査ID	調査票の通し番号	自動附番	調査物件を特定する	
	枝番号	調査IDに対する枝番号	自動附番	再調査実施時に第1次調査の調査IDに追加して付与	再調査を行うことになった場合に新規にIDを起こすのではなく1次調査のIDに枝番を付与する
(建物の被害状況調査に関するデータ)	建物コード	対象建物の[建物コード]	入力	各棟に付与	
	調査日	建物の調査をした日	入力	データ整理	
	判定結果	全壊・半壊等の別	入力	り災証明書に記載 各種の被災者支援策	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・みなし全壊
	損傷点数	判定の根拠となる損傷点数	入力	各種の被災者支援策	
	調査担当者	調査担当者 職・氏名	入力	責任の所在	
建物写真	被災建物の写真	入力	り災証明交付時に申請者に対象建物を確認		

	データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考
り災証明マスタ	証明番号	証明ID	自動附番	各種の被災者支援策	り災証明書のID
	調査ID	調査マスタの[調査ID]	入力	各種の被災者支援策	調査票のID
	発行日	証明書の発行日	発行時に自動登録	各種の被災者支援策	
	申請者コード	申請者の[個人コード]	入力	各種の被災者支援策	
	世帯コード	証明する世帯の[世帯コード]	入力	各種の被災者支援策	

	データ項目	データ内容	データ入手先	データの用途	備 考
地図情報	地図	地図上の位置	国土地理院・住宅地図等	各種のデータを場所で表示する(場所でインデックス付けする)	

出典) 都道府県提供資料

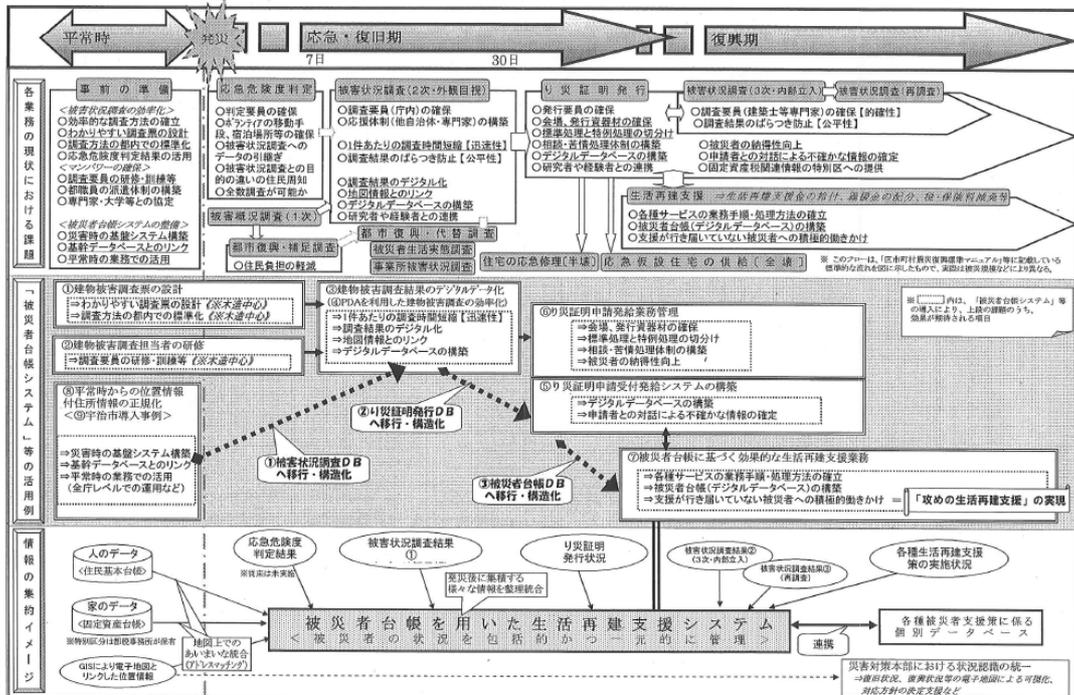
* 参考：被災者台帳の作成例②（石川県穴水町）



出典)「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について一事例と例示」(内閣府 平成19年度)

* 参考：被災者台帳の作成例③（東京都）

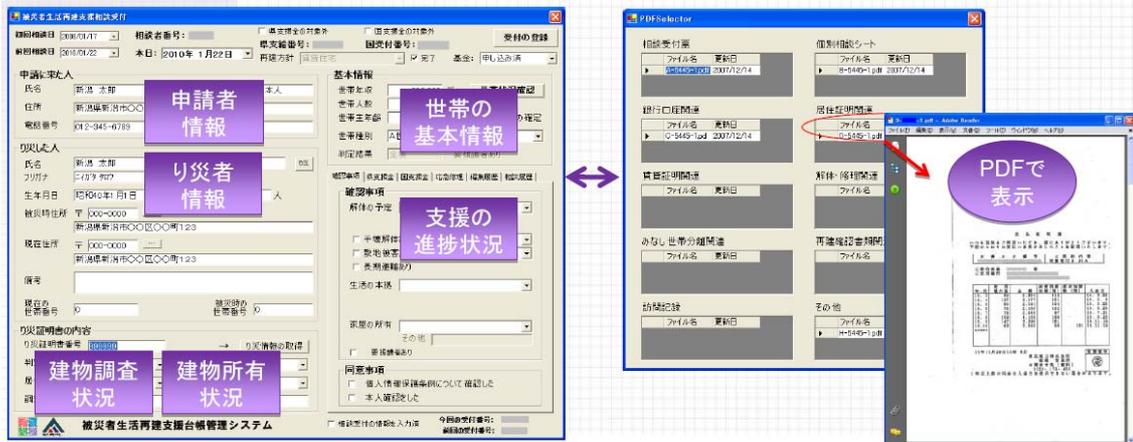
東京都では、罹災証明書の交付から生活再建支援業務に至る過程の中で、「被災者台帳システム」の導入の検討を進めている。



出典)「家屋・住家被害状況調査、罹災証明交付等の効率的な実施」にむけた中間のまとめ(東京都震災復興検討委員会幹事会 家屋/住家被害状況調査等の効率的な実施に係る特別部会) 平成22年3月

* 参考：被災者台帳の作成例④（新潟県柏崎市）

申請者の情報のほか、罹災者情報、罹災情報などの他、支援の進捗状況等についても一元的にデータベース化したシステムを開発し運用した。



出典) 「被災者台帳による生活再建支援システム」(新潟大学危機管理室 田村圭子) (内閣府 地方都市における地震防災のあり方検討委員会資料)